

第2章

# 地域福祉を取り巻く現状

## 1 統計データ等から見る大阪市の現状

### (1) 大阪市における人口・世帯数等の推移

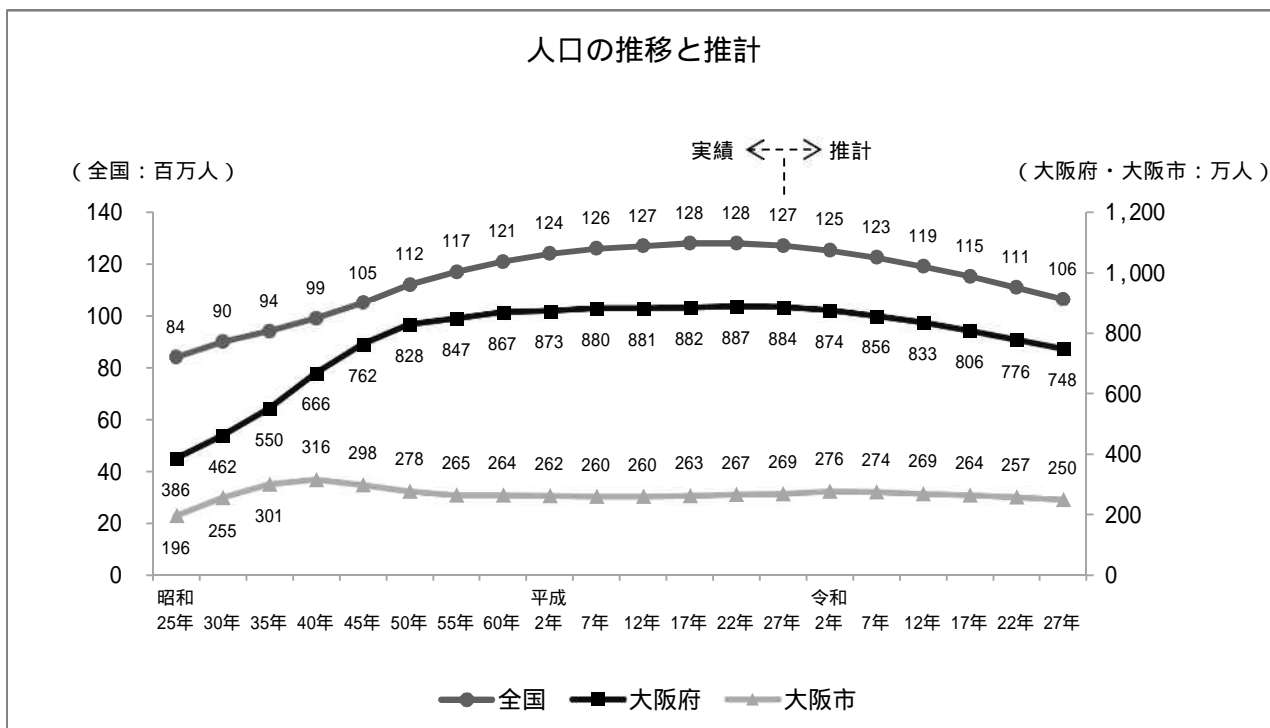
#### 人口等の動向

##### 人口の推移

国勢調査によると、大阪市の人口は、昭和25年から昭和40年まで大きく増加し約316万人となりましたが、その後減少に転じ、昭和55年より260万人台で推移しています。昭和55年以降、平成12年までは緩やかに減少していましたが、その後やや増加しており、平成27年には約269万人となっています。

全国や大阪府の人口は、昭和25年から平成22年まで一貫して増加を続けてきましたが、その後減少しています。

今後の推計をみると、大阪市の人口は令和2年以降、本格的な人口減少局面に向かうと予測されます。

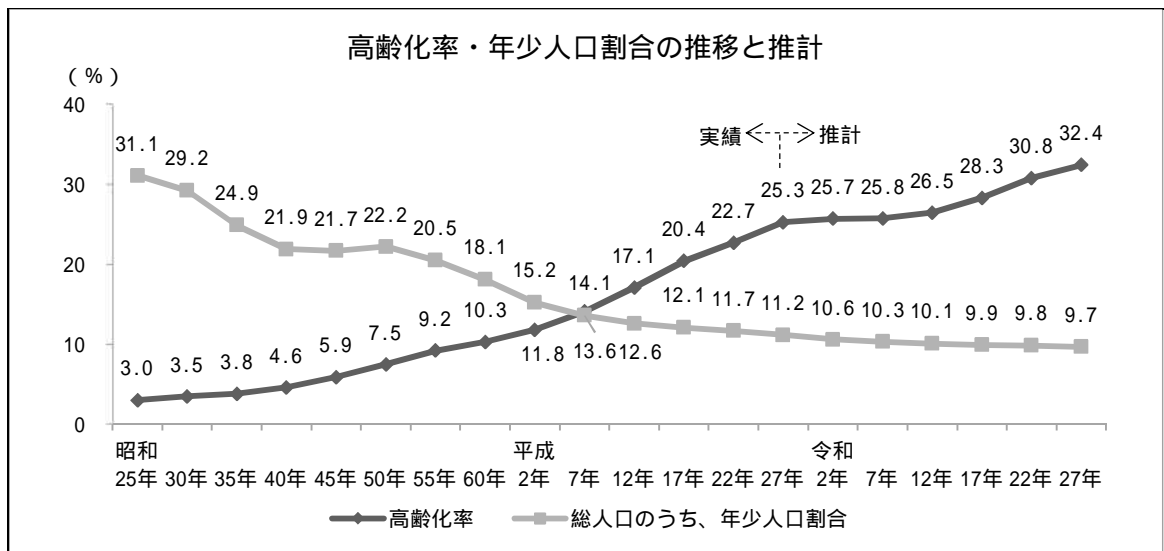
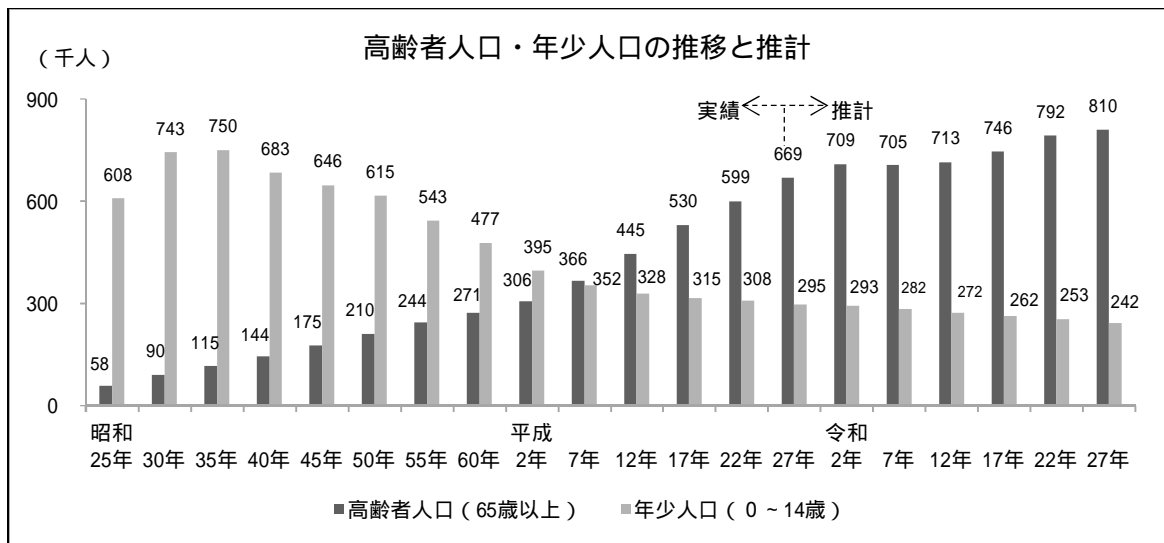


出典：実績値は、国勢調査  
推計値は、大阪市人口ビジョン（令和2年）

### 高齢者及び年少人口の推移

大阪市の高齢者人口は、昭和25年以降増加しており、平成27年は66万9千人となっています。また、令和2年以降も増加傾向にあり、令和27年には81万人、高齢化率は32.4%になると見込まれています。

また、年少人口（0～14歳）は、昭和35年をピークに減少しており、平成27年は29万5千人となっています。また、令和2年以降も減少し、令和27年には24万2千人、人口に占める年少人口の割合は9.7%になると見込まれています。

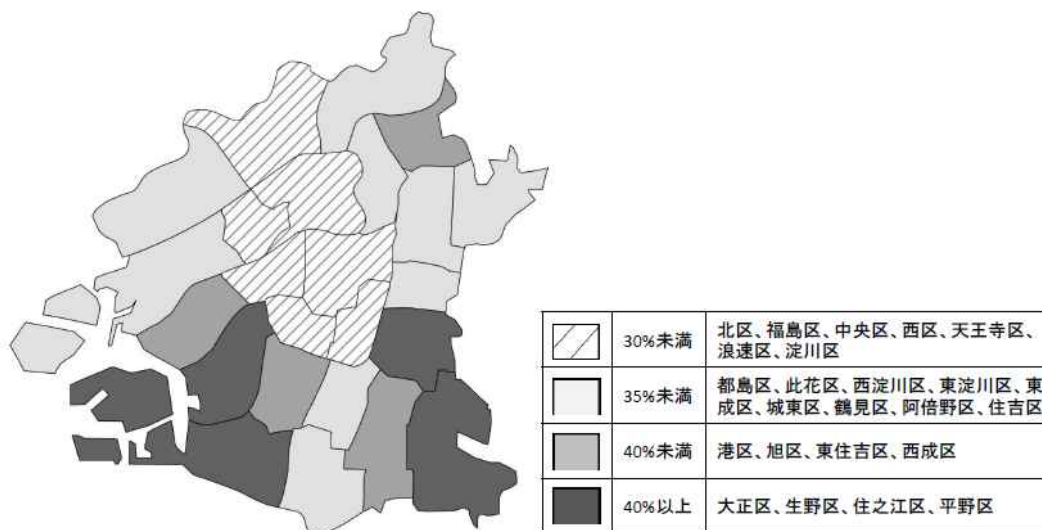


出典：実績値は、国勢調査  
推計値は、大阪市人口ビジョン（令和2年）

### 区別の高齢化率

令和27年に32.4%になると見込まれている大阪市の高齢化率を区別で見ると、中心部及び隣接する7区（北区、福島区、中央区、西区、天王寺区、浪速区、淀川区）で30%未満にとどまるのに対し、4区（大正区、生野区、住之江区、平野区）で40%を上回ると見込まれています。

区別の高齢化率推計（令和27年）

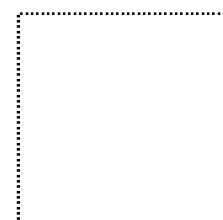


出典：大阪市人口ビジョン（令和2年）

区名	平成27年 高齢化率	令和27年 高齢化率 推計	平成27年- 令和27年 伸び率
北区	19.2%	25.7%	6.5%
都島区	23.6%	31.6%	8.0%
福島区	20.0%	25.4%	5.4%
此花区	26.2%	32.8%	6.6%
中央区	16.5%	23.6%	7.1%
西区	16.1%	24.0%	7.9%
港区	27.1%	37.4%	10.3%
大正区	30.1%	43.8%	13.7%
天王寺区	19.8%	28.9%	9.1%
浪速区	19.4%	22.3%	2.9%
西淀川区	24.5%	33.6%	9.1%
淀川区	23.0%	28.8%	5.8%
東淀川区	23.9%	32.0%	8.1%
東成区	25.7%	31.3%	5.6%

区名	平成27年 高齢化率	令和27年 高齢化率 推計	平成27年- 令和27年 伸び率
生野区	31.4%	40.9%	9.5%
旭区	29.4%	37.4%	8.0%
城東区	25.1%	34.2%	9.1%
鶴見区	21.8%	33.5%	11.7%
阿倍野区	25.5%	32.1%	6.6%
住之江区	28.4%	42.8%	14.4%
住吉区	27.2%	34.8%	7.6%
東住吉区	29.2%	36.4%	7.2%
平野区	27.6%	40.4%	12.8%
西成区	38.7%	39.9%	1.2%
(参考)全国	26.6%	36.8%	10.2%
(参考)大阪市	25.3%	32.4%	7.1%

出典：国勢調査（平成27年）  
推計値は、人口問題研究所（国）、大阪市人口ビジョン（令和2年）  
高齢化率は、分母から年齢不詳を除いて算出



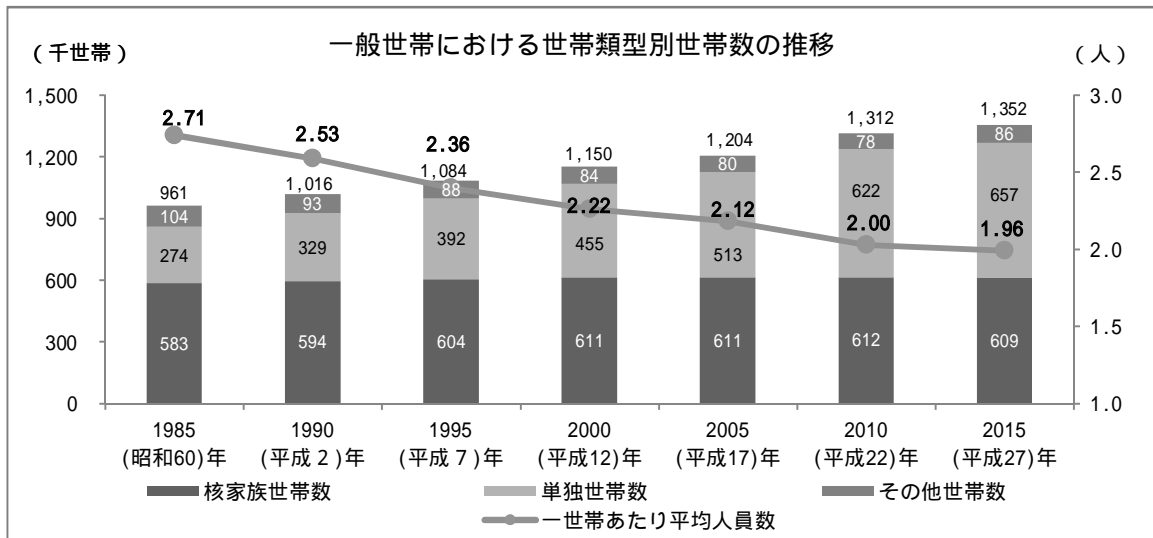
**世帯等の動向**

**世帯数の推移**

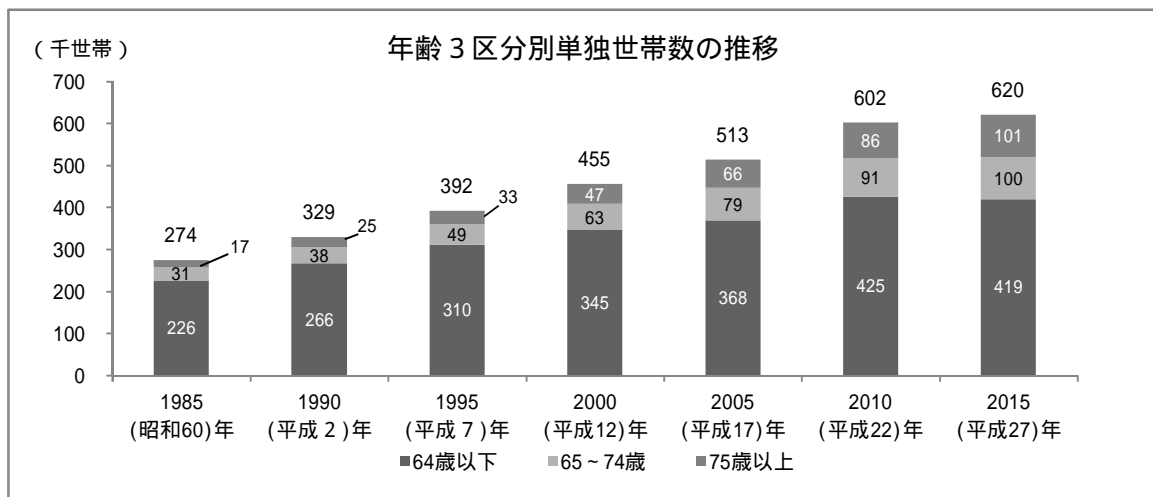
国勢調査によると、大阪市の一般世帯数は、昭和60年以降増加しています。世帯類型別に見ると、単独世帯が増加しており、核家族世帯は横ばいとなっています。

単独世帯の増加に伴い、1世帯あたりの平均人員は減少を続けており、平成27年には1.96人となっています。

また、単独世帯を年齢別に64歳以下、65～74歳、75歳以上の3区分に分けて推移を見ると、64歳以下は、平成22年以降減少しているのに対し、65～74歳及び75歳以上の区分は増加し続けています。



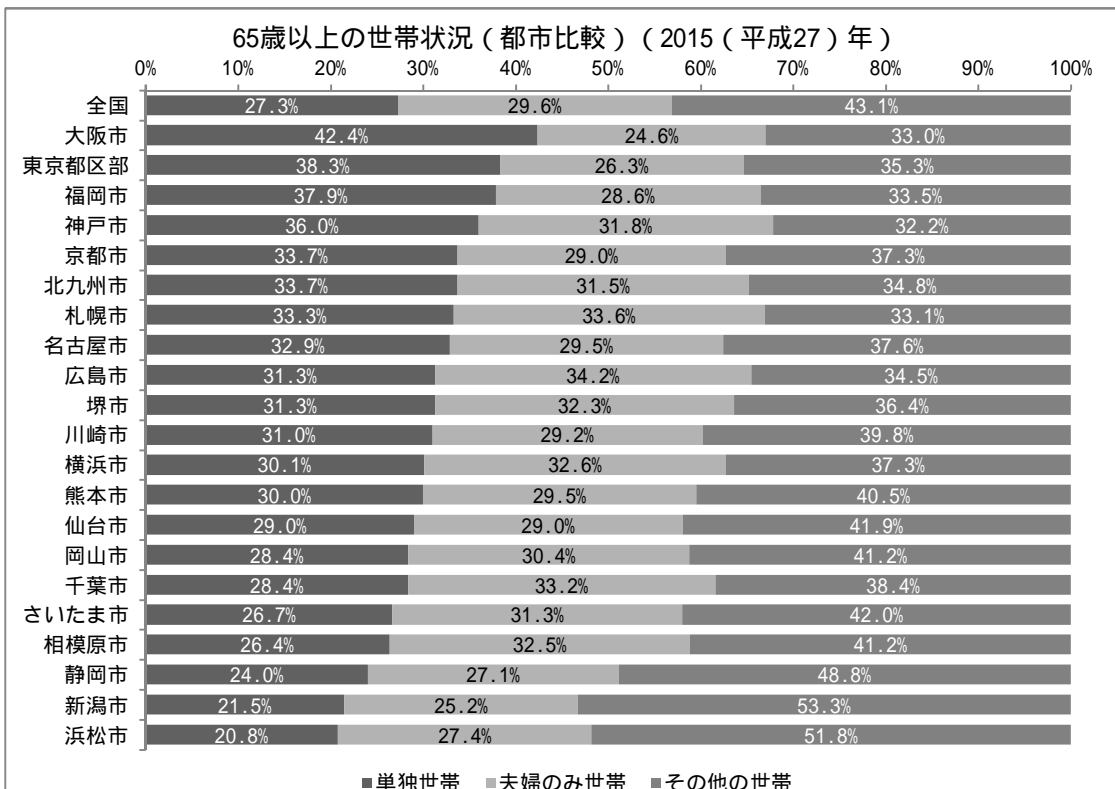
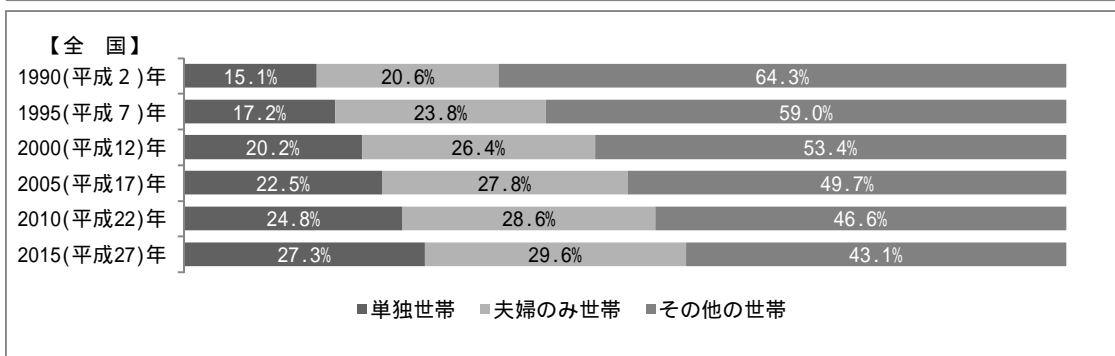
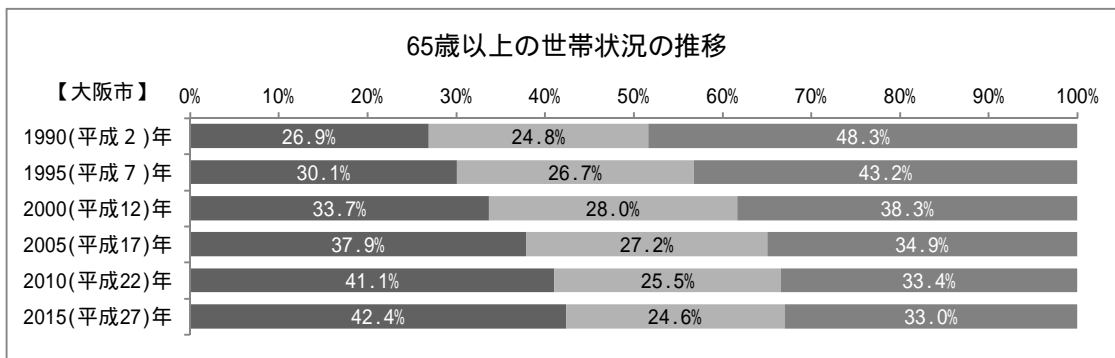
一般世帯とは、総世帯から「寮・寄宿舎の学生・生徒」「病院・療養所の入院者」「老人ホーム、児童保護施設などの入所者」「定まった住居を持たない者」などを除いた世帯です。  
 単独世帯とは、世帯人員が1人の世帯を指します。「単身世帯」や「ひとり暮らし」ということもあります。  
 核家族世帯とは、「夫婦とその未婚の子供」「夫婦のみ」「父親または母親とその未婚の子供」のいずれかからなる世帯を指します。



出典：国勢調査（平成22年、平成27年）は年齢不詳を除く

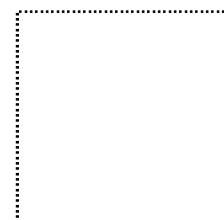
### 高齢者のいる世帯の状況

大阪市の65歳以上世帯員のいる一般世帯の状況を見ると、単独世帯の割合が増加しており、平成27年の単独世帯の割合は全国や他都市に比べて高く、42.4%となっています。



出典：国勢調査

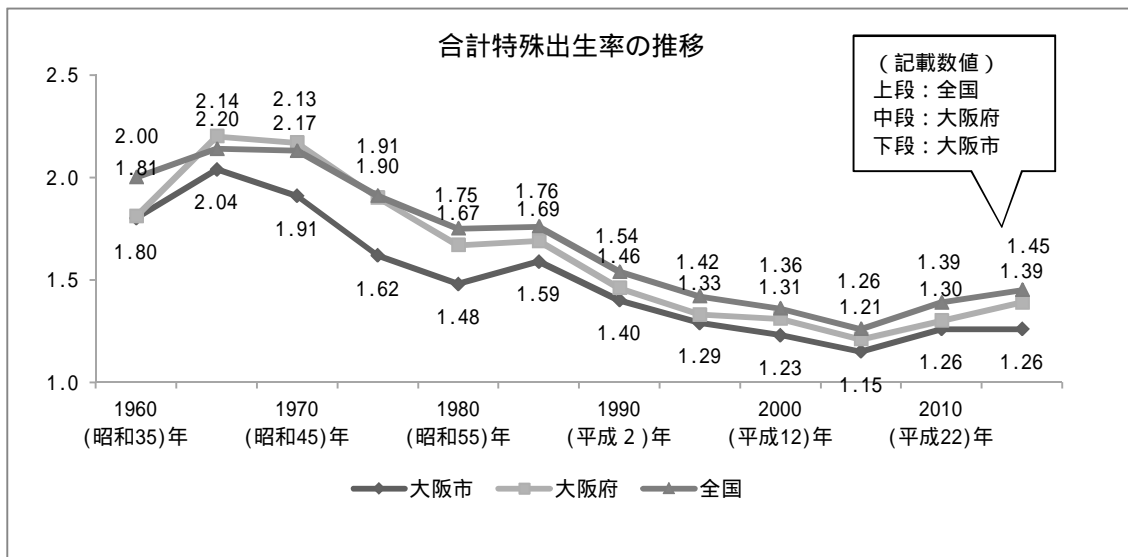
小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある



**その他関連データから見る動向**

**合計特殊出生率の推移**

全国・大阪府・大阪市の合計特殊出生率の推移を見ると、いずれも昭和40年以降、減少傾向が続き、大阪市については、平成17年には1.15まで落ち込みましたが、その後はやや増加傾向にあり、平成27年は1.26となっています。

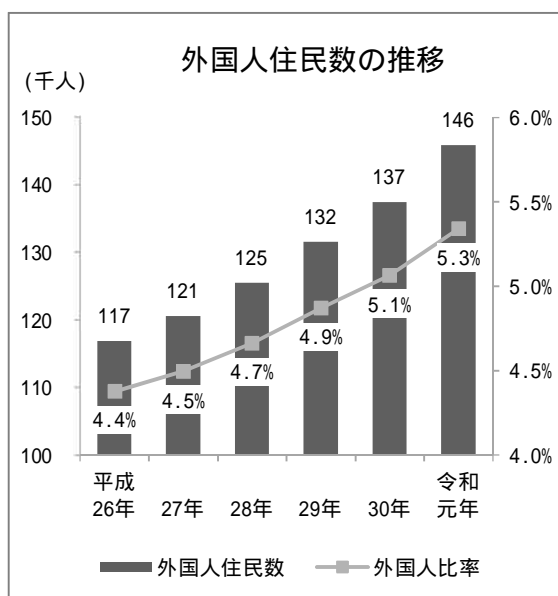


出典：人口動態統計・大阪市保健所  
 合計特殊出生率とは15歳～49歳までの女子の年齢別出生率を合計し、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとした場合のこどもの数を計算したもの

### 外国人住民数の推移

大阪市の外国人住民数は、令和元年12月末で約14万6千人となっており、平成26年12月末と比較すると約2万9千人増加しています。また、外国人住民構成比について区別でみると、生野区が22.1%と24区中最も高くなっています。

外国人住民国籍別人員の平成27年12月末から令和元年12月末にかけての推移を見ると、韓国及び朝鮮が減少している一方で、特に中国及びベトナムが急増しています。

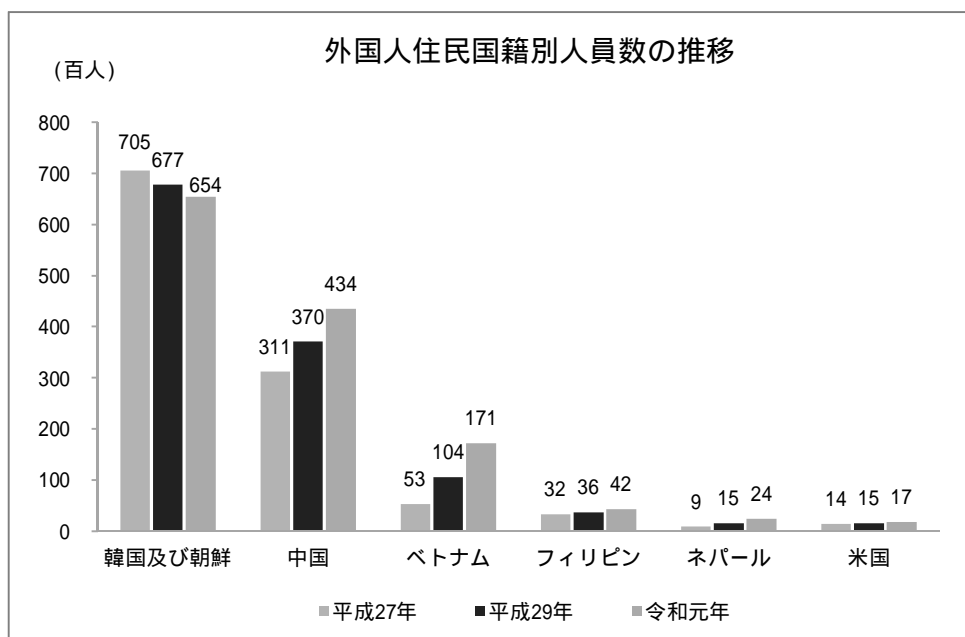


出典：大阪市民政局  
(各年12月末現在)

区別外国人住民構成比

区名	外国人住民構成比 (%)	区名	外国人住民構成比 (%)
北区	4.5	東淀川区	4.3
都島区	3.2	東成区	8.9
福島区	2.2	生野区	22.1
此花区	3.2	旭区	2.6
中央区	8.9	城東区	3.3
西区	5.0	鶴見区	1.8
港区	4.1	阿倍野区	3.1
大正区	2.6	住之江区	3.4
天王寺区	6.2	住吉区	3.0
浪速区	13.9	東住吉区	2.8
西淀川区	4.4	平野区	4.5
淀川区	4.2	西成区	9.2

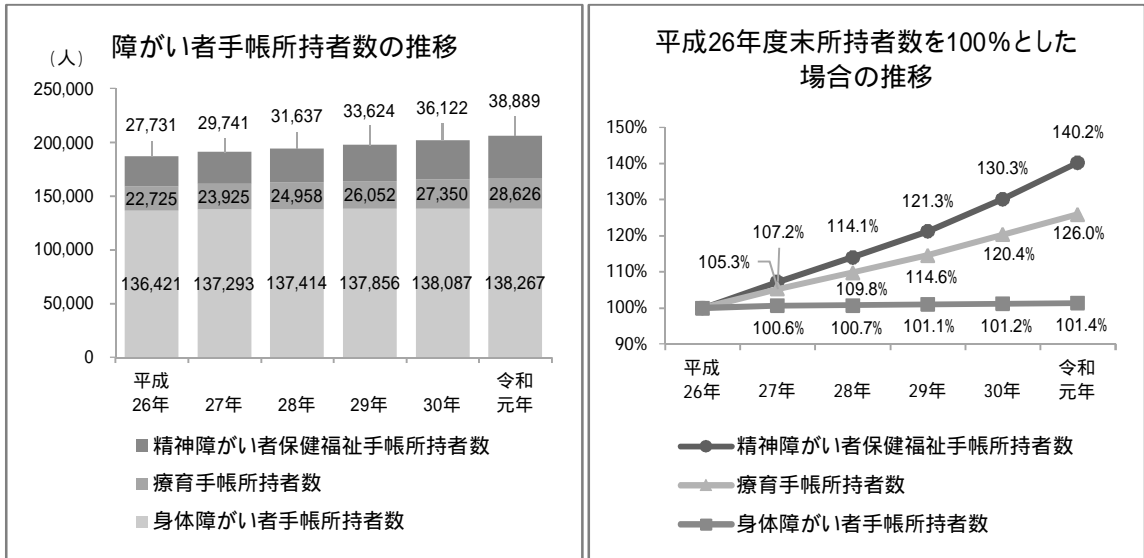
出典：大阪市民政局  
(令和元年12月末現在)



人員の多い6か国を掲載  
(各年12月末現在)  
出典：大阪市民政局

### 障がい者手帳所持者数の推移

大阪市の障がい者手帳所持者数は身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳のいずれも年々増加しており、令和元年度末には身体障がい者手帳所持者が13万8,267人、療育手帳所持者が2万8,626人、精神障がい者保健福祉手帳所持者が3万8,889人となっています。特に精神障がい者保健福祉手帳所持者数については、平成26年度末に比べ5年間で約1.4倍となっており、身体障がい者手帳・療育手帳所持者と比べ大幅に増加しています。

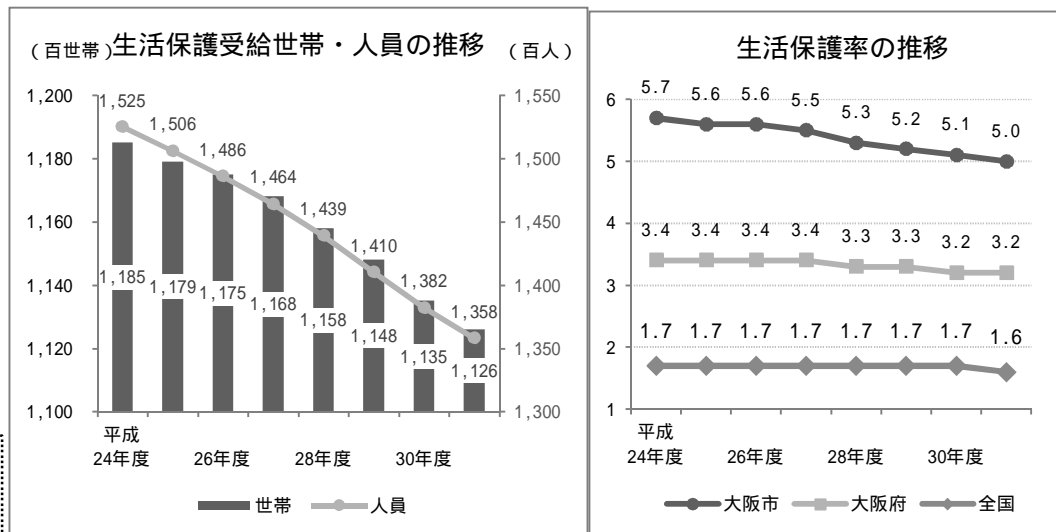


出典：大阪市福祉局（各年度末現在）

### 生活保護の状況

生活保護受給世帯・人員の推移（各年度3月中）を見ると、生活保護受給世帯は平成25年度以降、減少しており、令和元年度には11万2,636世帯となっています。生活保護受給人員は平成24年度以降減少しており、令和元年度では13万5,787人となっています。

また、生活保護率の推移を見ると、大阪市の生活保護率は全国に比べて高いものの、平成25年度以降、減少しており、令和元年度には4.98%となっています。



（各年度3月中）  
出典：大阪市福祉局

（各年度平均値）  
出典：大阪市福祉局・福祉行政報告例  
（生活保護関係及び被保護者調査）

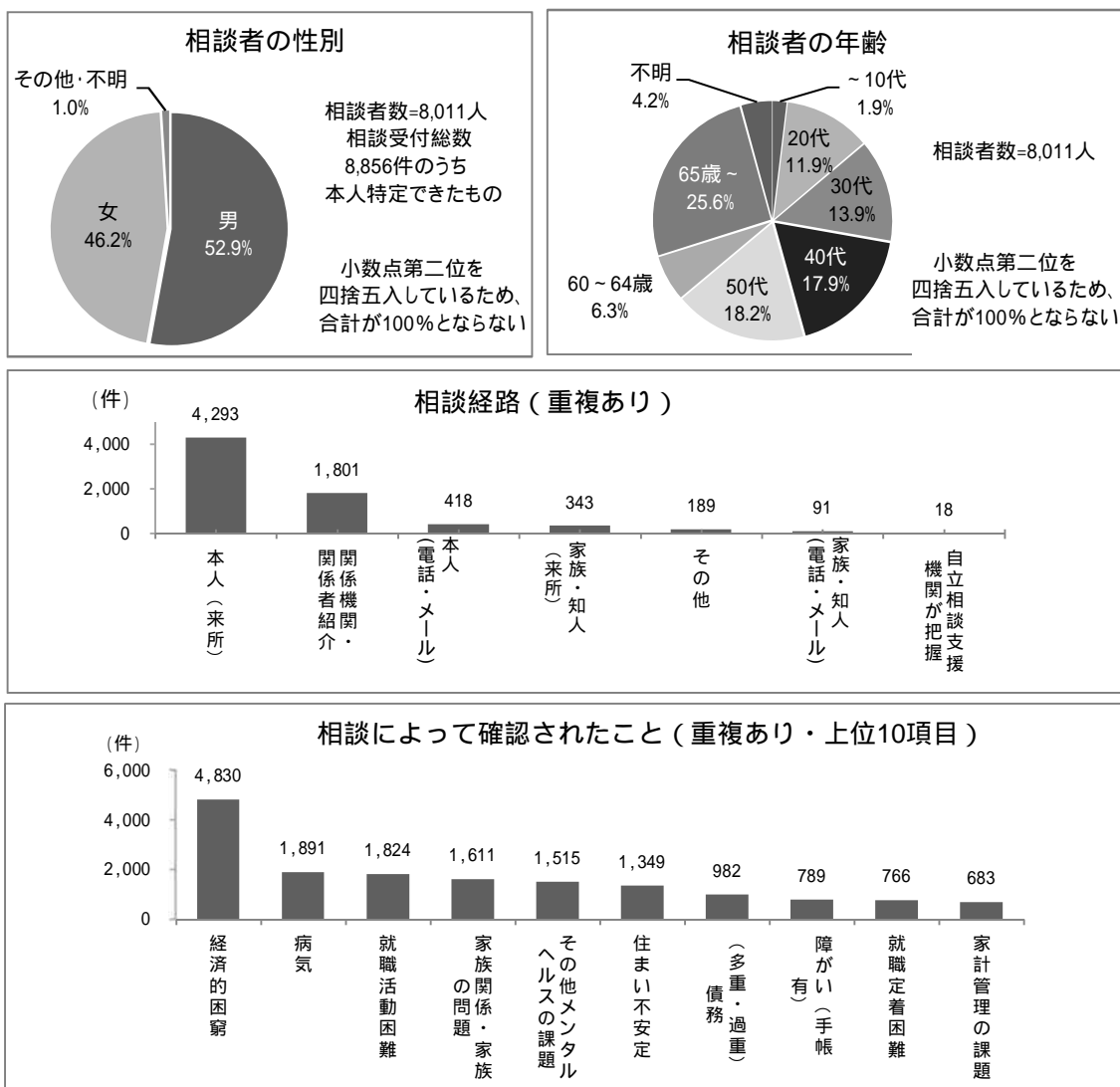


### 生活困窮者自立相談支援事業の実施状況

生活困窮者自立相談支援事業の令和元年度の実施状況を見ると、相談者は、52.9%が男性で、相談者の年齢は10代～64歳までの稼働年齢層が70.1%を占めています。また、相談経路は本人の来所による相談が最も多く、以下、関係機関・関係者紹介、本人（電話・メール）、家族・知人の来所と続いています。

相談によって確認された課題は、経済的困窮が最も多くなっており、以下、病気、就職活動困難、家族関係・家族の問題と続いています。

また、令和2年以降、新型コロナウイルスの感染拡大による経済不安の影響を受けて、相談者が増加傾向にあります。特に住居確保給付金の申請件数が急増し、住まいへの支援とともに、第2のセーフティネットとしての役割がますます重要となっています。



#### 住居確保給付金 申請件数

	平成30年度	令和元年度	令和2年度
申請件数	78	93	8,344

令和2年度は11月末現在の申請件数（暫定値）

出典：大阪市福祉局

## まとめ

- ・平成 27 年の区別の高齢化率を見ると、最も低い西区が 16.1%であるのに対し、最も高い西成区では 38.7%となっています。また、令和元年の区別外国人住民構成比を見ると、最も低い鶴見区が 1.8%であるのに対し、最も高い生野区は 22.1%となっています。区ごとに住民のニーズや特性が大きく異なることから、地域の実情・課題に応じた地域福祉の取り組みが重要です。
- ・平成 27 年の 65 歳以上世帯員のいる世帯のうち、単独世帯の割合を見ると、全国平均の 27.3%に対し大阪市は 42.4%となっており、今後も高齢の単独世帯は増加することが見込まれます。だれもが地域で孤立せず、その人らしい生活を送ることができるよう、みんなで支え合う地域づくりを進めることが重要です。
- ・高齢者や障がい者、外国人住民数は、いずれも近年増加しています。これらの人が抱えるさまざまな課題を解決するためには、その声に耳を傾け、地域全体の課題として受け止め、包括的な支援を行うことができるしくみをつくる必要があります。
- ・外国人住民に限らず、日本国籍を取得した人や、親が外国籍である子どもなど、国籍は日本であっても外国籍の人と同様の課題を抱えている場合があることを踏まえ、施策や事業に取り組む必要があります。

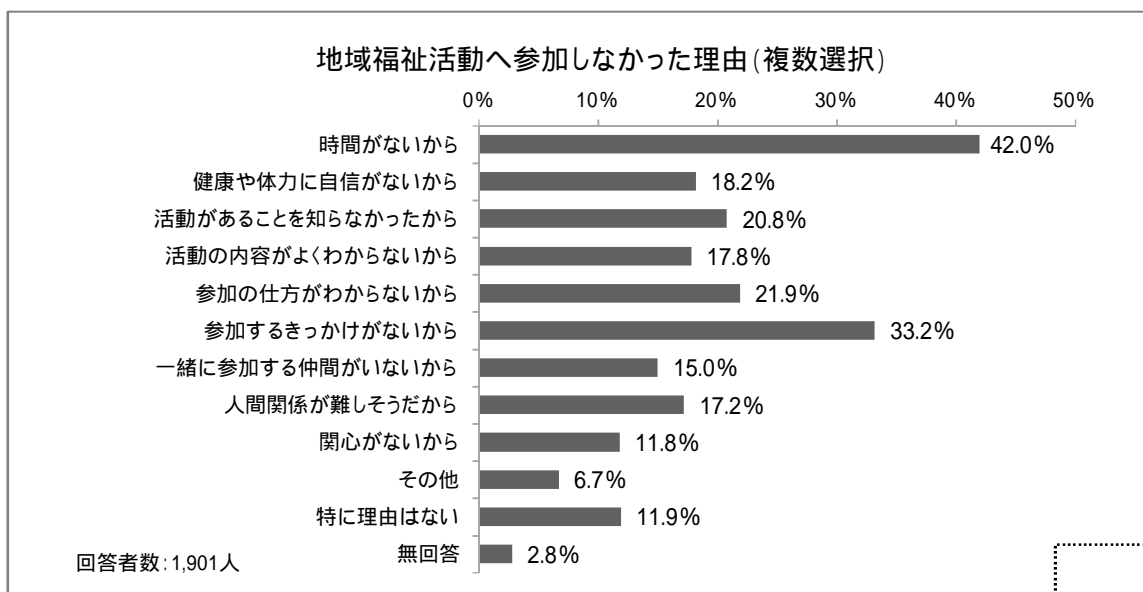
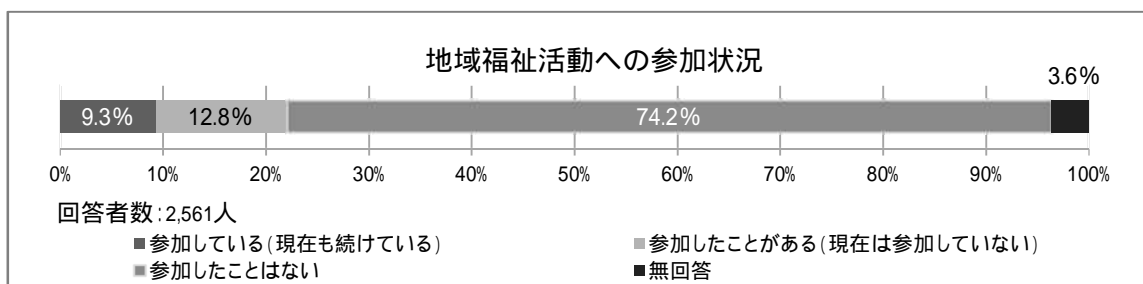
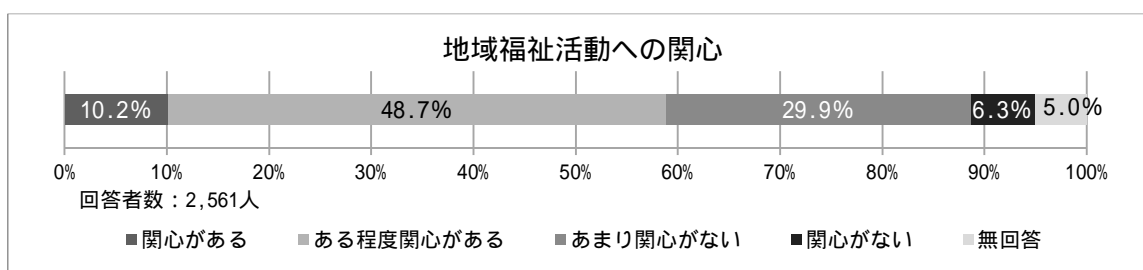
## (2) 市民の意識と活動の状況

### 地域福祉活動への参加状況

地域福祉実態調査によると、地域福祉活動への関心について、「関心がある」や「ある程度関心がある」を合わせた58.9%が関心があるとなっています。

一方、地域福祉活動への参加については、「参加したことはない」が74.2%となっています。

また、地域福祉活動に「参加したことはない」と回答した人に、地域福祉活動に参加しなかった理由について尋ねると、「時間がないから」の割合が42.0%で最も高く、次いで「参加するきっかけがないから」(33.2%)、「参加の仕方がわからないから」(21.9%)、「活動があることを知らなかったから」(20.8%)となっています。



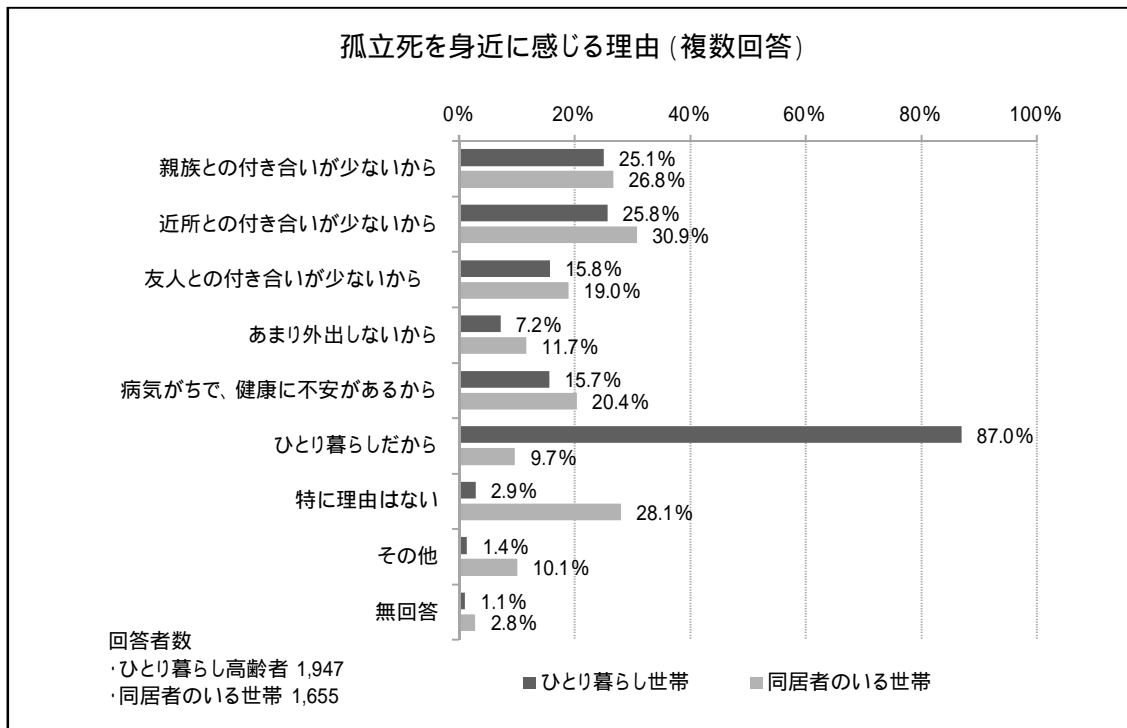
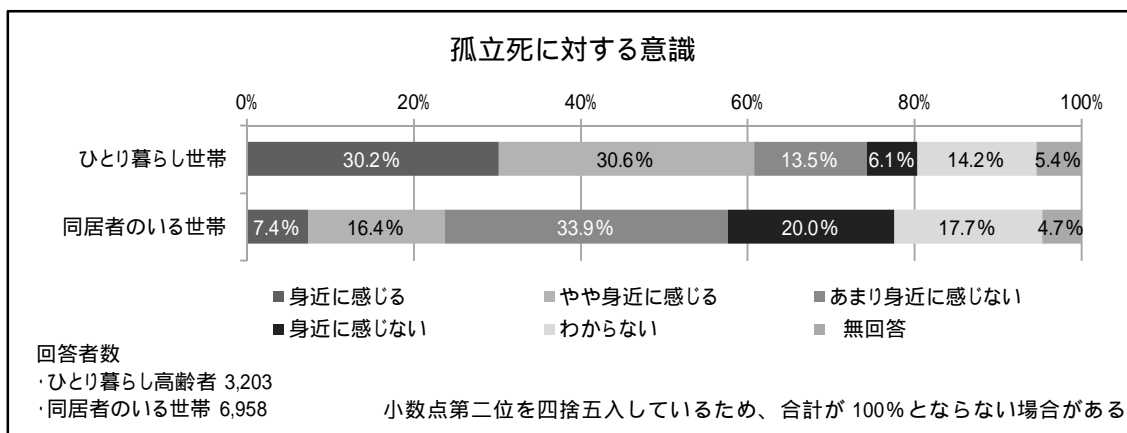
出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書(世論調査)(令和元年度)(抜粋)

### 高齢者実態調査から見てくる状況

#### (ア) 孤立死について

高齢者実態調査によると孤立死について、ひとり暮らし世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた60.8%が身近だと感じています。一方、同居者のいる世帯では「身近に感じる」「やや身近に感じる」を合わせた23.8%が身近だと感じており、ひとり暮らしの高齢者が、より孤立死を身近に感じています。

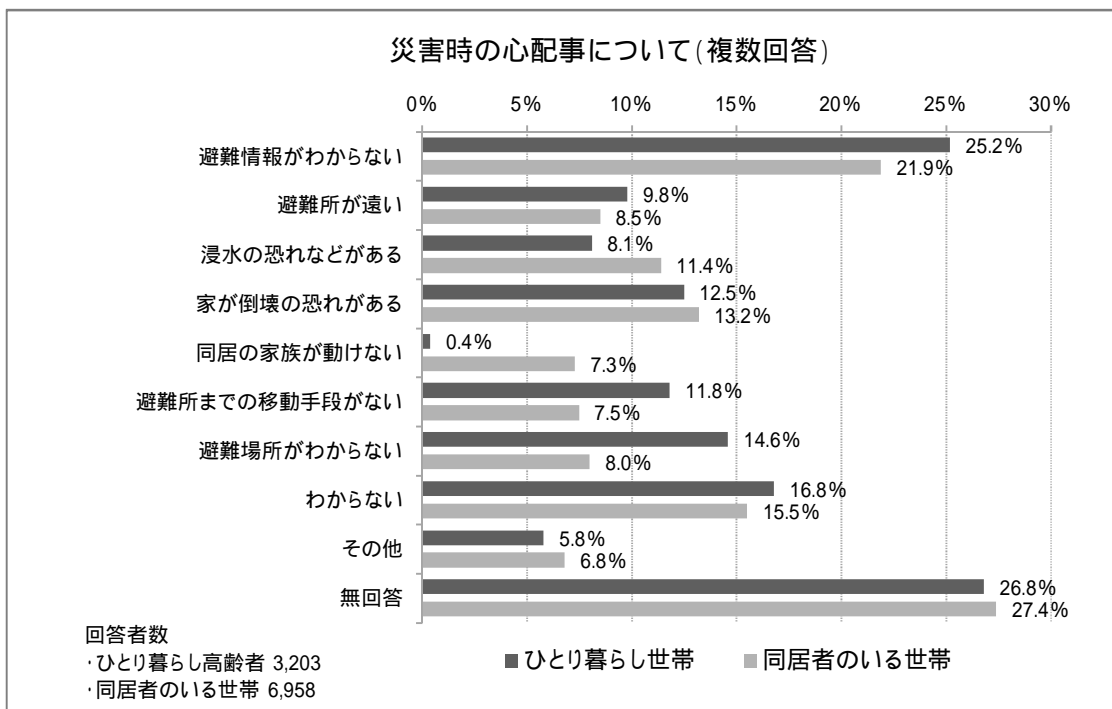
孤立死を身近に感じる理由は、ひとり暮らし世帯では「ひとり暮らしだから」が87.0%で最も高く、次いで「近所との付き合いが少ないから」が25.8%となっています。同居者のいる世帯では「近所との付き合いが少ないから」が30.9%で最も高く、次いで「特に理由はない」が28.1%となっています。



出典：高齢者実態調査報告書（令和2年3月）  
 調査対象：大阪市内に居住する満65歳以上の高齢者から無作為抽出した20,400人

(イ) 災害時の心配ごとについて

災害時の心配ごとについて、ひとり暮らし世帯、同居者のいる世帯ともに「避難情報がわからない」の割合が最も高く、それぞれ 25.2%、21.9%となっています。



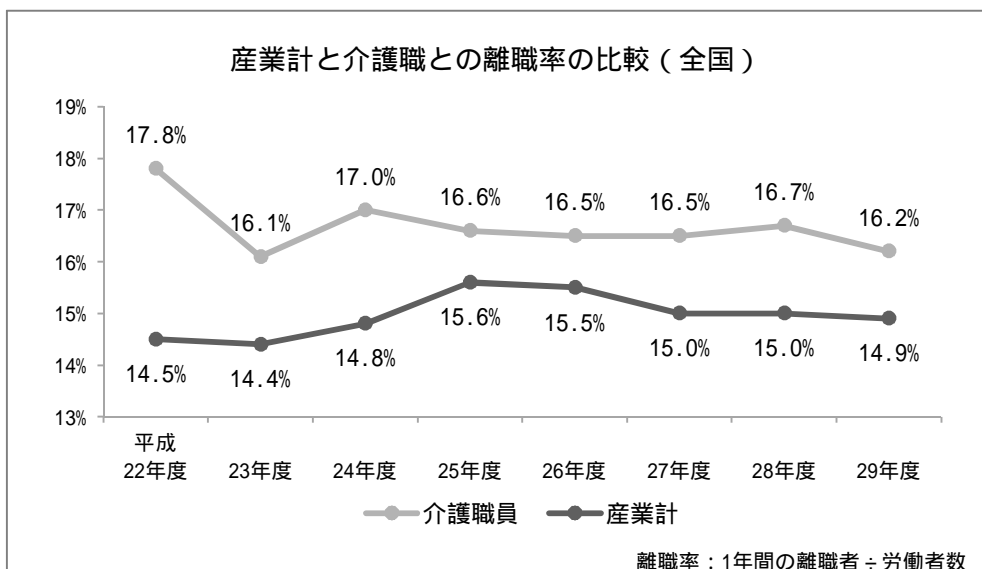
出典：高齢者実態調査報告書（令和2年3月）

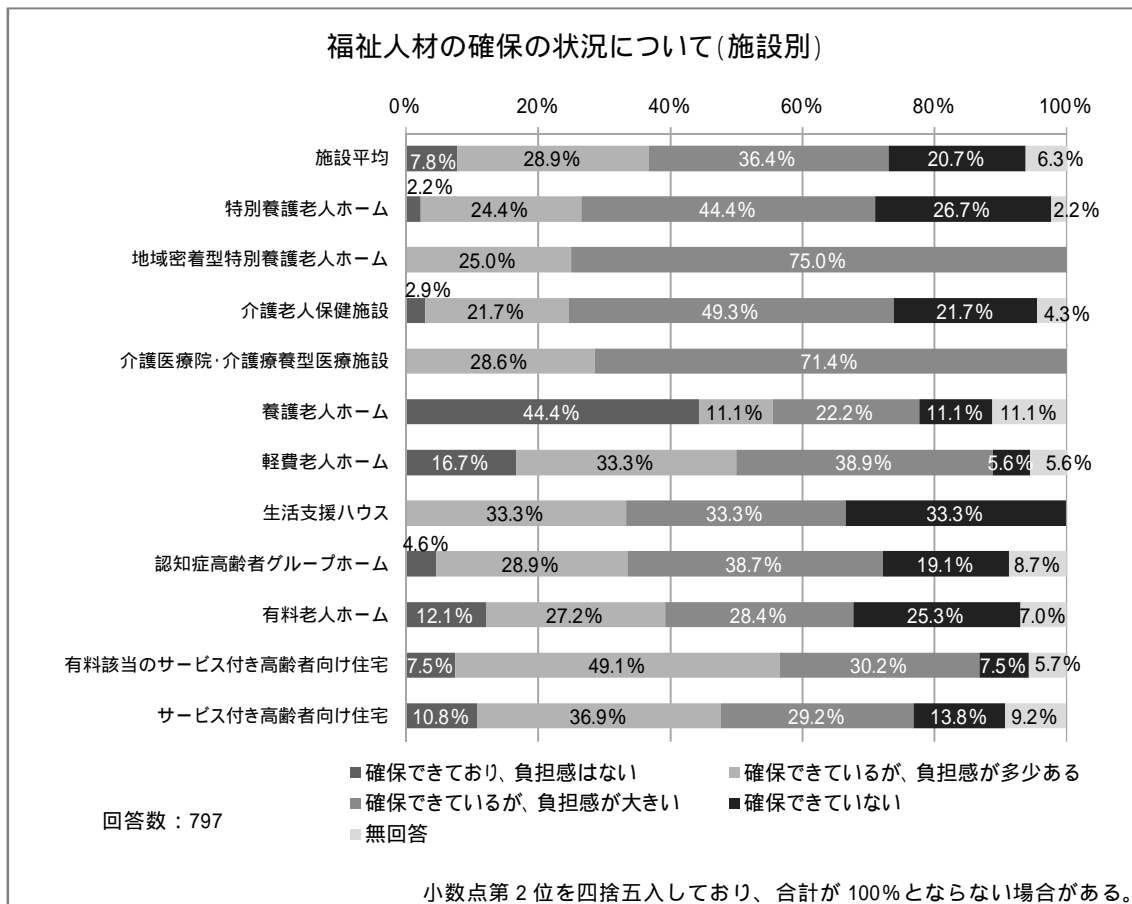
(ウ) 福祉人材の確保の状況について

産業計と介護職員の離職率については、近年、その差は少なくなっているものの、依然として介護職員の率が高くなっています。

この状況を反映して、介護保険施設などを対象とした調査では、福祉人材の確保について、「確保できていない」が 20.7%、「確保はできているが、負担感が大きい」の割合が 36.4%となっています。

産業計：日本標準産業分類に基づく産業の内、厚生労働省が調査の範囲とする産業（農業・林業、漁業、公務等を除くほぼすべての産業）の合計



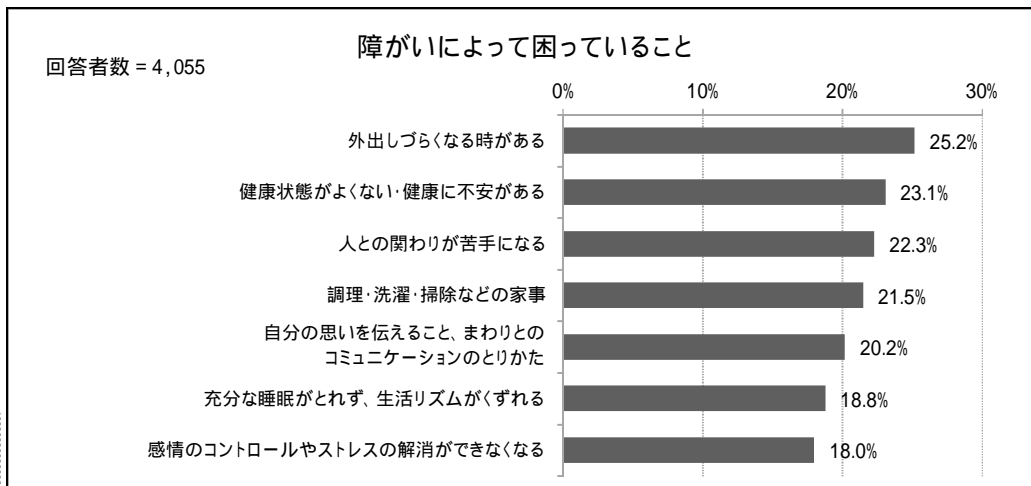


出典：厚生労働省 平成29年度雇用動向調査  
 (財)介護労働安定センター 平成29年度介護労働実態調査  
 高齢者実態調査報告書(令和2年3月)

### 障がい者等基礎調査から見えてくる状況

#### (ア) 障がいによって困っていることについて

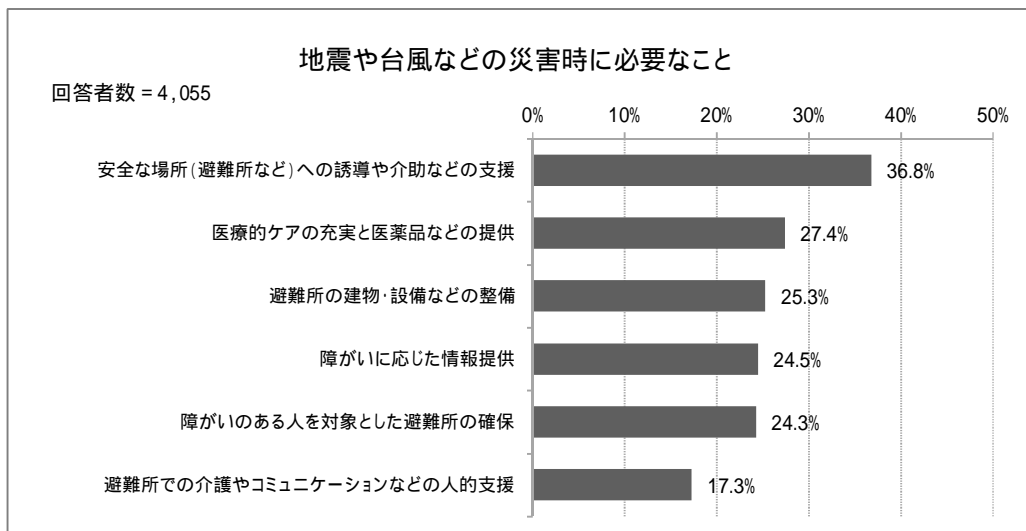
障がいによって困っていることについて、「外出しづらくなる時がある」が25.2%で最も高く、次いで「健康状態がよくない・健康に不安がある」が23.1%、「人との関わりが苦手になる」が22.3%、「調理・洗濯・掃除などの家事」が21.5%となっています。



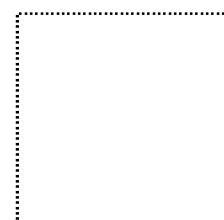
出典：令和元年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書(抜粋)

(イ) 災害時に必要なことについて

地震や台風などの災害時に必要なことについて、「安全な場所（避難所など）への誘導や介助などの支援」が36.8%で最も高く、次いで「医療的ケアの充実と医薬品などの提供」(27.4%)、「避難所の建物・設備などの整備」(25.3%)、「障がいに応じた情報提供」(24.5%)となっています。



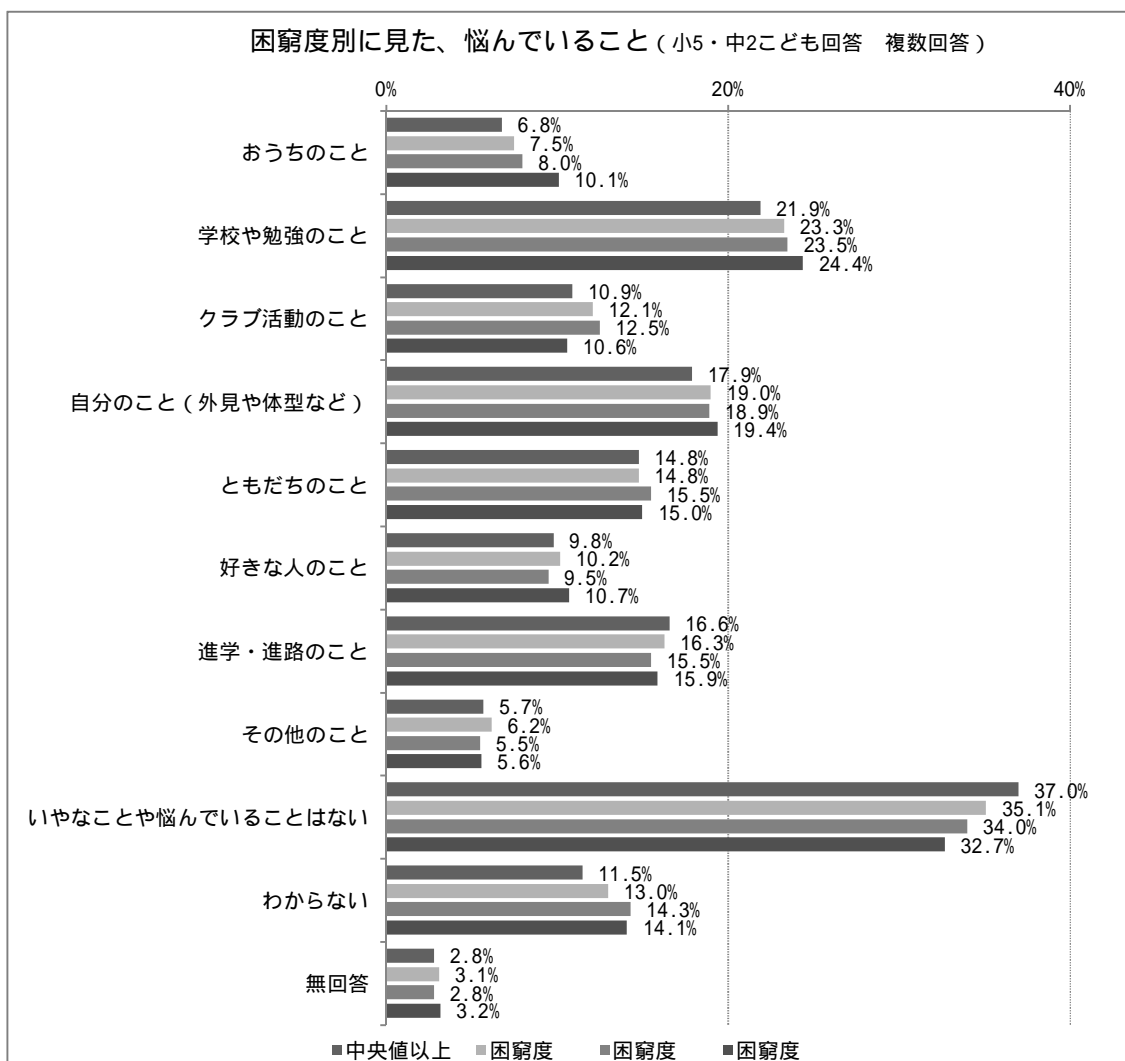
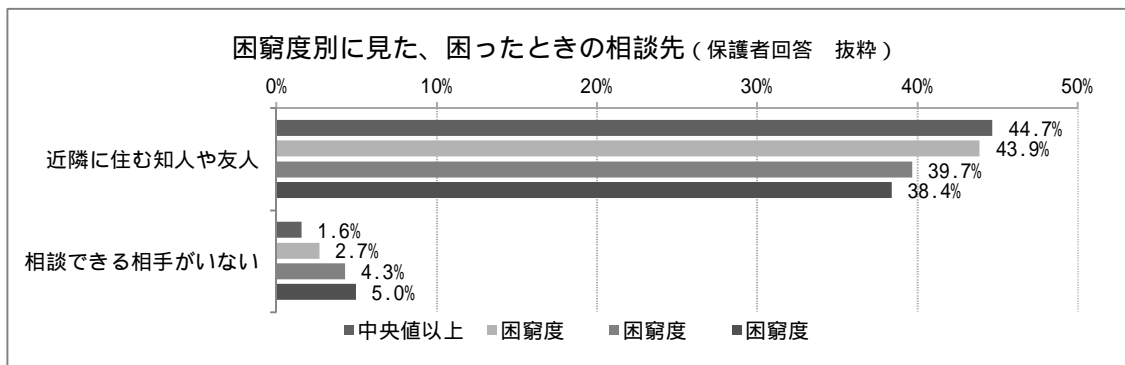
出典：令和元年度 大阪市障がい者等基礎調査報告書（抜粋）



### 子どもの生活に関する実態調査から見てくる状況

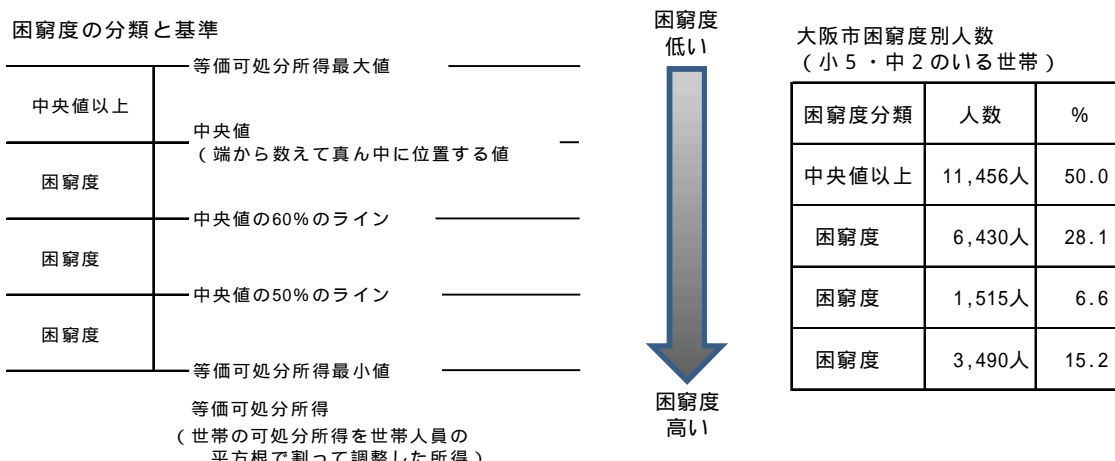
保護者の困ったときの相談先を見ると、困窮度が高いほど、近隣に住む知人や友人に相談している割合が低く、「相談できる相手がない」の割合が高くなっています。

また、こどもの悩んでいることについて、困窮度が高いほど、「おうちのこと」で悩んでいるとの回答割合が高くなる一方、「いやなことや悩んでいることはない」の回答割合が低くなっています。



出典：大阪府子どもの生活に関する実態調査報告書（2017（平成29）年3月）





まとめ

- ・地域福祉実態調査では約6割の人が地域福祉活動への関心がある一方、現在活動に参加している割合は約1割にとどまっており、その理由としては、「時間がないから」に次いで、「参加するきっかけがないから」が高くなっています。地域福祉活動への参加を促進するためには、さまざまな地域福祉活動にかかる情報を発信することが必要です。
- ・高齢者実態調査によると、高齢者世帯では3割以上が孤立死を身近だと感じており、特に、ひとり暮らし世帯では、その割合は6割以上になっています。そのため、見守り活動を充実するなど、だれもが安心して暮らし続けられるまちづくりを進めることが必要です。
- ・介護職員の離職率は他の産業と比べて高く、人材の確保が難しい状況にあります。そのため、資格を持ちながら職についていない人の復職支援を行うことなどが必要です。また、少子高齢化が進む中、人材の育成・確保については中長期的な視点をもって取り組むことが必要であり、こどもの頃から福祉に親しみを持ってもらうなど裾野を広げることも重要です。
- ・「子どもの生活に関する実態調査」によると、困窮度が高いほど保護者が相談できる相手がいらないなど、地域との関わりが薄くなっている状況がうかがえます。こどもや保護者の居場所づくりを行うなど身近な地域に暮らす者同士であるからこそ助け合えることがたくさんあり、地域全体で助け合う意識づくりが必要です。また、こどもが長時間過ごす学校において、支援が必要なこどもを発見し適切な支援につなぐしくみも必要です。

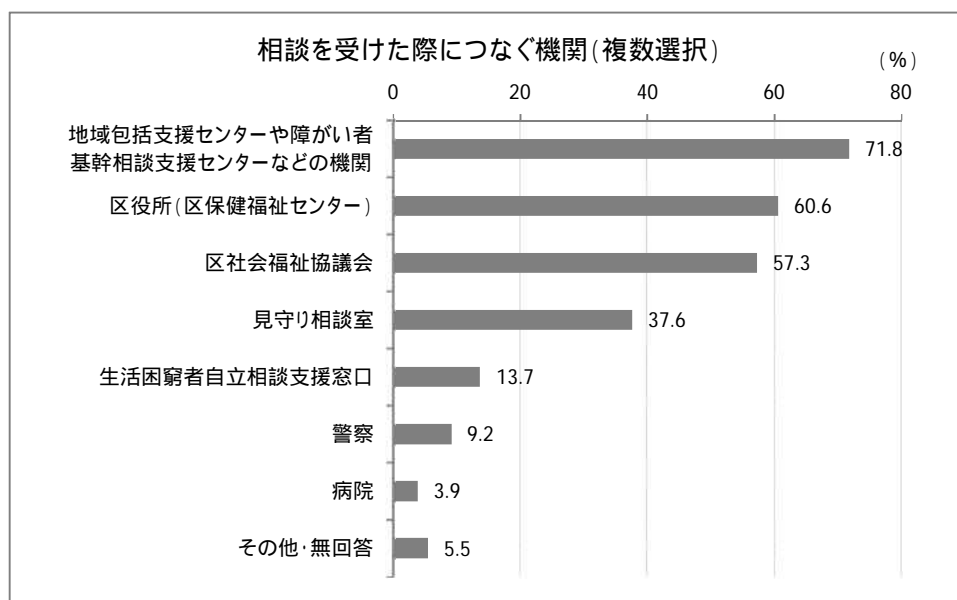
### (3) 地域における団体等の活動の状況

#### 社会福祉協議会の状況

市社協及び各区社協は、社会福祉法で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」と規定された社会福祉法人であり、大阪市及び全区に設置されています。

市社協及び区社協には地域の各種団体や住民が参加しており、地域の見守り活動の支援や地域住民が交流する場の設置支援、ボランティア活動者の登録・斡旋など、福祉のまちづくりを目的としたさまざまな取り組みが行われています。(P16 参照)

地域福祉実態調査によると、民生委員・児童委員等が地域住民から相談を受けた際に連携する機関として、「地域包括支援センターや障がい者基幹相談支援センターなどの機関」、「区役所(保健福祉センター)」等の公的機関に次いで区社協が挙げられており、地域福祉推進の中心的役割を担っています。

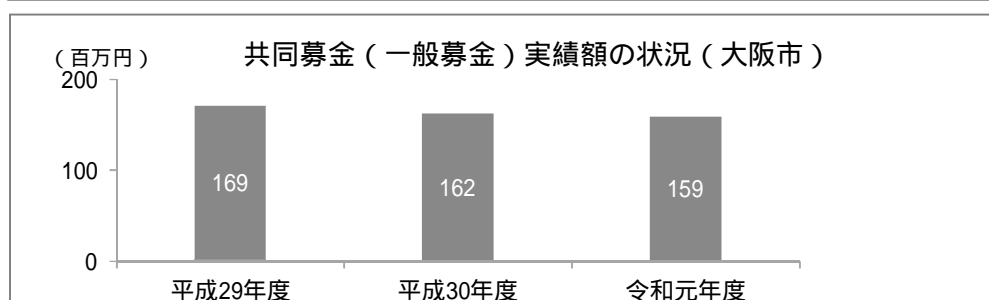
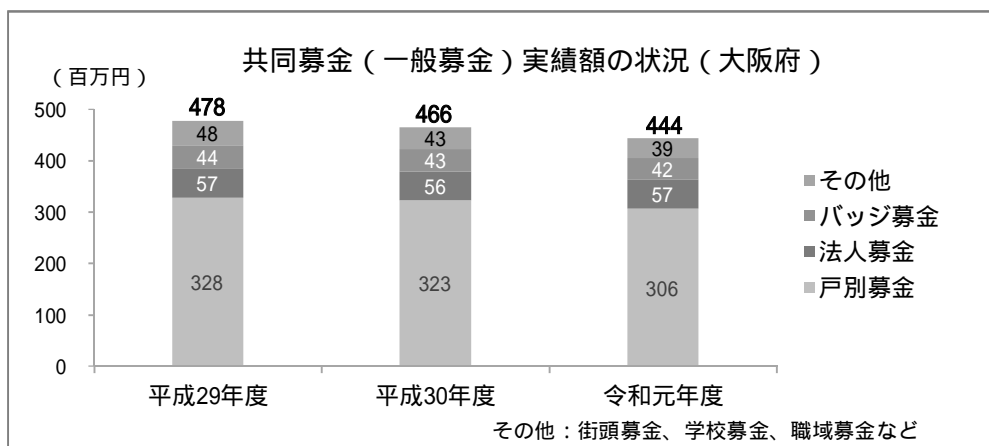


出典：大阪市における地域福祉にかかる実態調査報告書  
(地域福祉の推進役としての地域住民)(令和元年度)(抜粋)

#### 共同募金実績額の状況

都道府県ごとに行われる共同募金について、大阪府の実績額の推移を見ると、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約4億4,400万円となっています。募金の内訳を見ると、戸別募金の減少の影響が大きくなっています。

また、大阪市の実績額の推移を見ても、大阪府の傾向と同様、年々減少傾向にあり、令和元年度は、約1億5,900万円となっています。



出典：(社福)大阪府共同募金会の資料をもとに大阪市福祉局作成

## 共同募金

### 共同募金とは

「赤い羽根」をシンボルとする募金で、戦後復興の一助として、戦争の打撃を受けた福祉施設を中心に資金支援する活動としての機能を果たしてきました。

民間の募金運動で、集まった募金は、その地域の福祉活動に使われていることから、地域福祉の推進に役立っています。

地域ごとの使いみちや集める額を事前に定めて、募金を呼びかける計画募金です。

### 社会福祉法

社会福祉法において、「地域福祉計画」「社会福祉協議会」と並んで、「共同募金」が地域福祉の推進の中に規定されています。

### 共同募金運動の歴史

- 第1回 昭和22年 「国民的たすけあい運動」の一環として創設  
募金期間は1か月(11月25日～12月25日)
- 第2回 昭和23年 「赤い羽根」をシンボルとして採用
- 第8回 昭和29年 NHK 歳末たすけあい募金も共同募金の一環に
- 第13回 昭和34年 民生委員・児童委員協議会が主催する歳末たすけあい運動のうち、「寄付者からの寄付金や品物」についても共同募金の一環に  
募金期間の延長(10月1日～12月31日)
- 第70回 平成28年 全国で運動期間が延長(10月1日～翌年3月31日)

### 共同募金（一般募金）の状況

令和元年度 募金実績

<大阪府：4億4,352万6千円（内、大阪市：1億5,851万9千円）>

主な募金種別の内訳は、戸別募金3億576万9千円、法人募金5,674万2千円、バッジ募金4,227万6千円となっており、3種別で一般募金の90%以上を占めています。

**共同募金の使いみち**

**広域福祉事業**

大阪府内の社会福祉施設、社会福祉団体、大阪府・大阪市社会福祉協議会等に配分します。

【大阪市内における実績：大阪市里親会『夏季研修及びレクリエーション事業、シンポジウム等の啓蒙活動事業』

（事業内容：里親同士が相携え、受託児童の養育について、里親自身の研鑽と相互の理解を深め、里親制度の普及啓発を図るための研修等各種事業を行う事業）など】

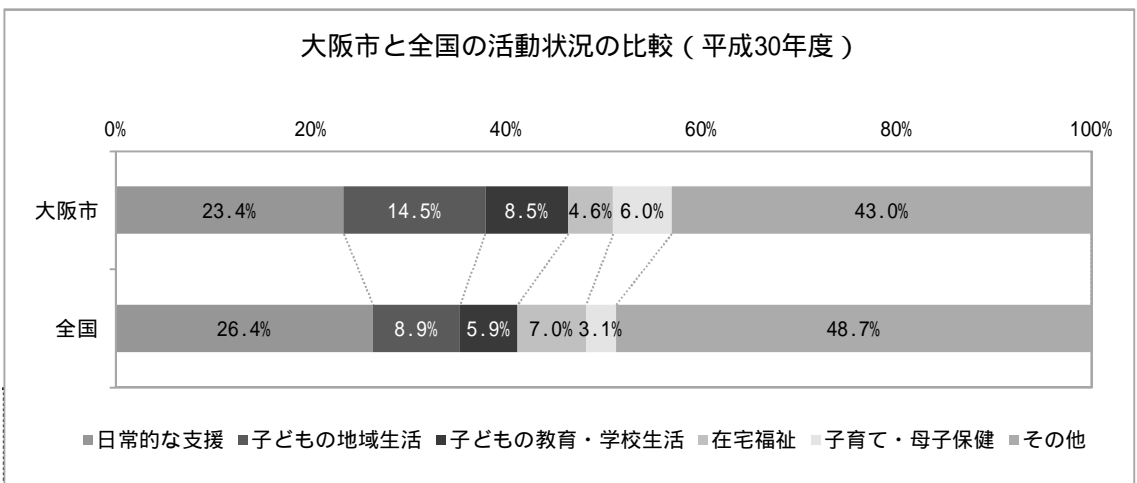
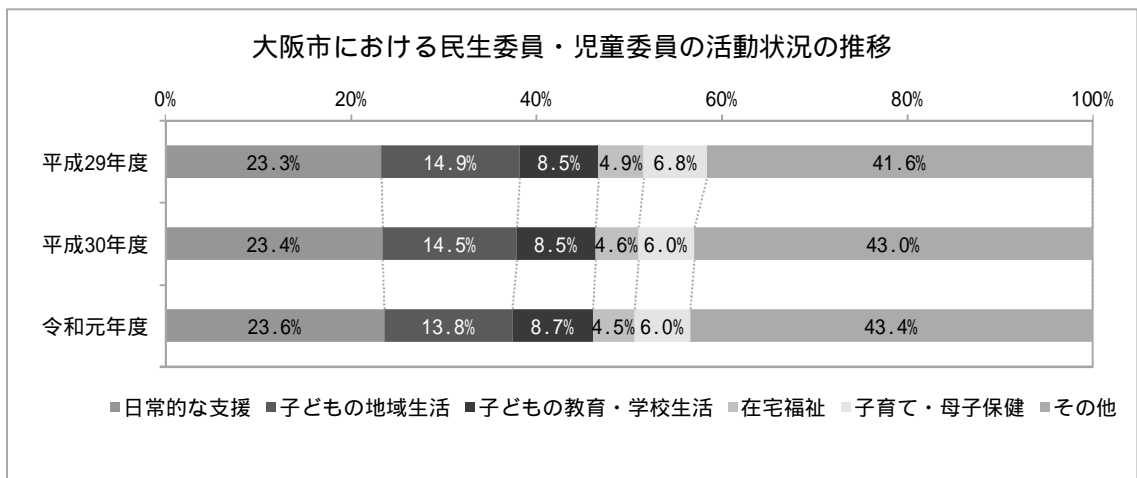
**地域福祉事業**

各地区の地域福祉事業を推進するため、市区町村社会福祉協議会に配分します。

【大阪市内における実績：学習支援事業（住吉区）、敬老会等助成事業（東成区）など】

**民生委員・児童委員活動の内容別相談・支援件数**

令和元年度の大阪市における民生委員・児童委員の活動状況を見ると、日常的な支援の割合が23.6%と最も高くなっています。次いで、子どもの地域生活の割合が13.8%、子どもの教育・学校生活の割合が8.7%となっています。このほか、子育て・母子保健、在宅福祉、生活環境等、相談内容が多岐にわたっています。全国と比較すると、大阪市では、子どもの地域生活についての相談の割合が高くなっています。



活動状況の「その他」は、生活費や仕事、家族関係、住居に関する相談など  
出典：福祉行政報告例・大阪市福祉局

## 民生委員・児童委員

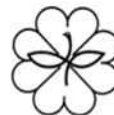
### 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された特別職の地方公務員であり、給与の支給はなく（無報酬）ボランティアとして活動しています。

また、民生委員は児童福祉法に定める児童委員を兼ねることとされており、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けています。

大阪市では、民生委員の定数基準を、220以上440以下の世帯につき1人とし、地域の実情を考慮して定めており、令和元年度末現在、約4千人の民生委員・児童委員が活動しています。

（全国では約23万人）



民生委員・児童委員のマーク

### 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員に期待される役割の基本は、住民の身近な相談相手となり、相談内容に応じて適切な支援につなぐことにあり、各地域において住民への相談支援活動を行っています。相談支援活動においては、相談したくても、だれにも相談できずに困っている住民を具体的な相談に結びつける入口となる活動は重要であり、子育てサロンなどの活動にも取り組んでいます。

社会や家庭のありようが変化する中、地域社会において住民が抱える課題は複雑・多様化しており、子育て世帯、高齢者や障がい者世帯の見守りや安否確認などにも重要な役割を果たしています。

また、地域の状況を把握するのは、民生委員活動の基本となる重要なものであり、そのことが行政や関係機関・団体への提言、意見具申の取り組みにつながっています。

民生委員の存在や活動を広く社会に伝えることは、相談支援活動につながることから広報活動にも力を入れて取り組んでいます。

なお、民生委員・児童委員の活動は、地域住民との信頼関係を基盤として成立することから、民生委員には民生委員法に基づき守秘義務が課されています。

### 活動事例

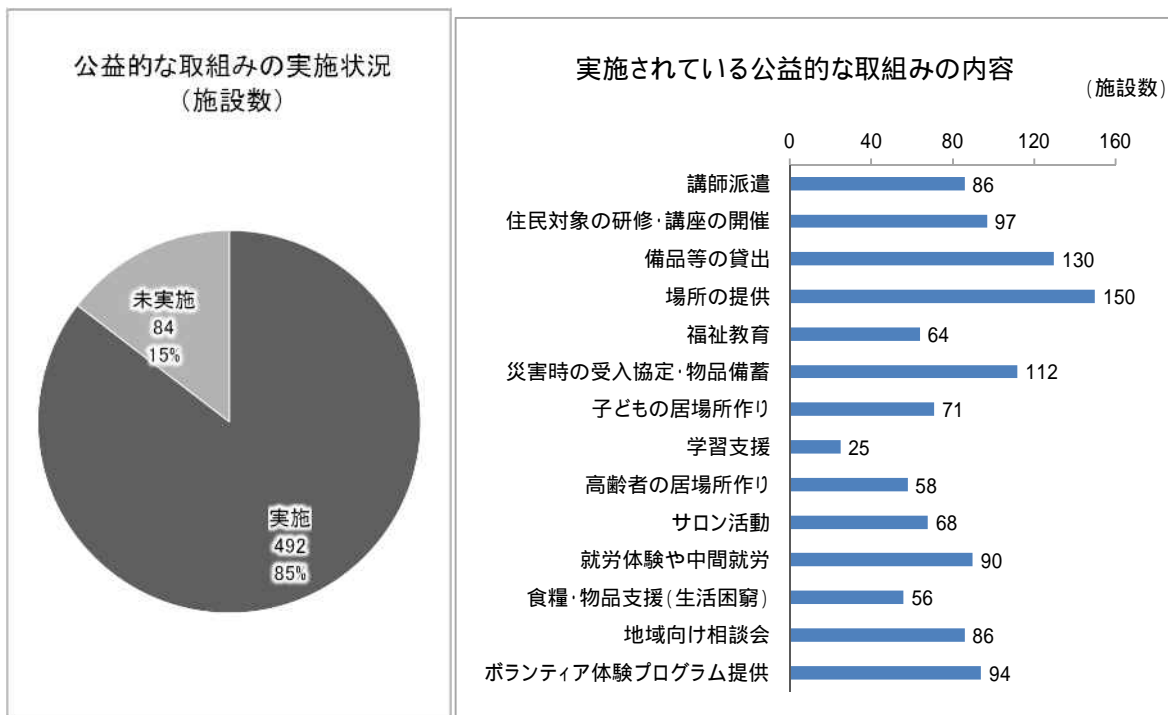
- ・担当区域の高齢者や障がい者のいる世帯、児童・妊産婦・母子家庭などの状況把握（家庭訪問や地域での情報収集など）
- ・ニーズに応じた福祉・サービスなどの情報提供
- ・支援が必要な人のさまざまな相談に応じ、助言
- ・高齢者世帯への友愛訪問による見守りや生活支援
- ・乳幼児健診未受診者事業への協力（未受診家庭の見守り）
- ・児童の登下校時の声かけ、パトロール活動
- ・子育てサロン
- ・歳末助け合い運動 など

### 民生委員制度の歴史

民生委員制度は、大正6年に岡山県に設置された「済世顧問制度」と、大正7年に大阪府に設けられた「方面委員制度」がはじまりとされており、平成29年に制度創設100周年、平成30年には大阪での制度創設100周年という記念すべき節目の年をむかえました。

### 社会福祉施設の公益的な取り組みの状況

大阪市内には高齢者や障がい者、児童等の福祉施設が多数あり、各施設で地域を対象とした公益的な取り組みが実施されています。具体的な取り組みの内容としては、「場所の提供」や「備品等の貸出」、「災害時の受入協定・物品備蓄」が多いほか、各施設の強みを活かしたさまざまな取り組みが行われています。



出典：大阪市社会事業施設協議会の資料をもとに大阪市福祉局が作成

### 地域活動協議会の状況

地域活動協議会とは、概ね小学校区を範囲として、地域団体やNPO、企業など地域のまちづくりに関するいろいろな団体が集まり、話し合い、協力しながら、さまざまな分野における地域課題の解決やまちづくりに取り組んでいくためのしくみです。

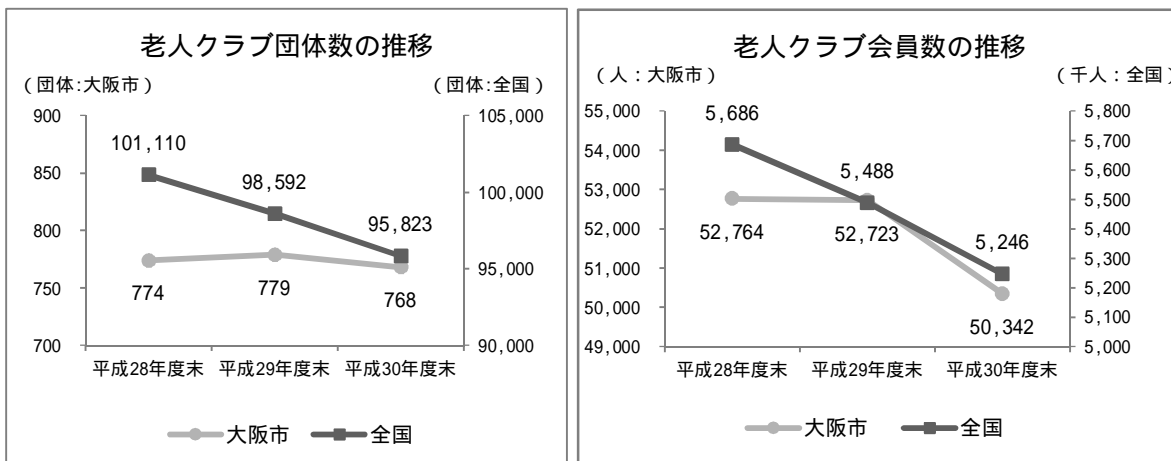
地域活動協議会では、地域の実情を踏まえた地域福祉活動が行われています。

地域活動協議会で実施されている主な地域福祉活動
高齢者食事サービス、ふれあい喫茶、子育てサロン、敬老のつどい、百歳体操など

出典：各区役所ホームページ(抜粋)

### 老人クラブ数と会員数の推移

老人クラブ数と会員数の推移を見ると、会員の高齢化や会長のなり手不足を背景に、全国的な傾向と同様、大阪市においても団体数、会員数ともに減少傾向にあり、平成30年度末では、団体数は768団体、クラブ会員数は5万342人となっています。



出典：厚生労働省  
大阪市福祉局

## 老人クラブ

### 老人クラブとは

老人クラブは、仲間づくりを通して、生きがいと健康づくり、生活を豊かにする楽しい活動を行うとともに、その知識や経験を生かして、地域のさまざまな団体と共同し、地域を豊かにする社会活動に取り組み、明るい長寿社会づくり、保健福祉の向上に努めることを目的とする団体です。大阪市ではおおむね小学校区ごとに結成された「単位老人クラブ」を基礎として組織されています。

### 老人クラブの活動

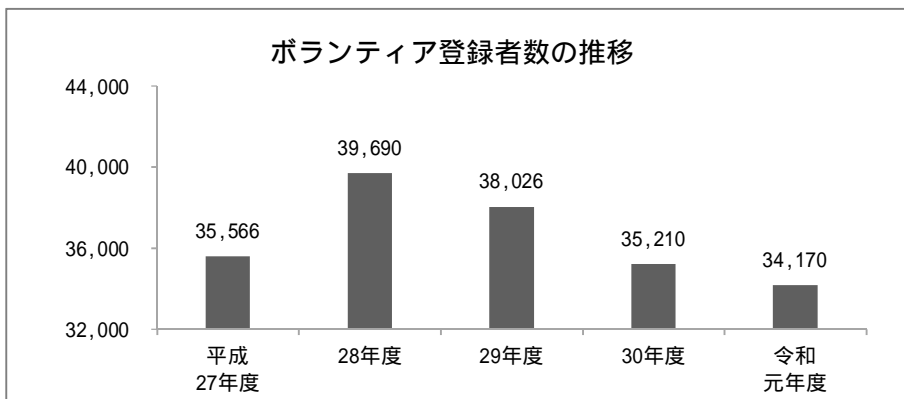
老人クラブは、発足当初から「健康」「友愛」「奉仕」の活動に取り組んでいます。

毎年9月の大阪市高齢者福祉月間には、友愛活動の一環として各区のねたきり高齢者を対象とした友愛訪問や百歳長寿者お祝い訪問を実施しています。また、全国運動として制定された9月20日の老人クラブ「社会奉仕の日」を中心に、さまざまな奉仕活動にも取り組んでいます。

さらに、地域包括ケアシステムでは、生活支援や介護予防で重要な役割を果たすことが期待されています。(P52 参照)

### ボランティア登録者数の推移

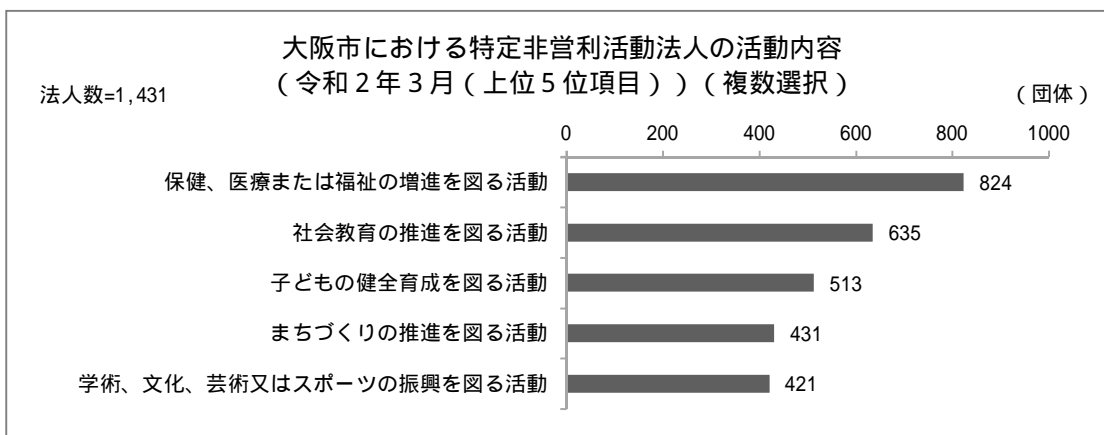
市社協及び区社協におけるボランティア登録者数の推移を見ると、減少傾向にあり、令和元年度は3万4,170人となっています。



出典：大阪市福祉局

### 大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容

大阪市における特定非営利活動（NPO）法人の活動内容を見ると、保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、824団体となっています。



出典：内閣府 NPO ホームページ

### まとめ

- ・大阪市では、民生委員・児童委員や地域活動協議会、ボランティアや NPO 法人などにより活発に地域福祉活動が行われています。そのような活動が充実するよう支援する取り組みが必要です。
- ・共同募金（一般募金）の大きな割合を占める戸別募金は町会に加入しない人が増えたことなどを背景に年々減少しています。一方、クリック募金など新しい形の地域福祉活動への寄付もあります。さまざまな寄付にかかる情報を周知し社会全体で寄付文化の醸成のために取り組んでいく必要があります。



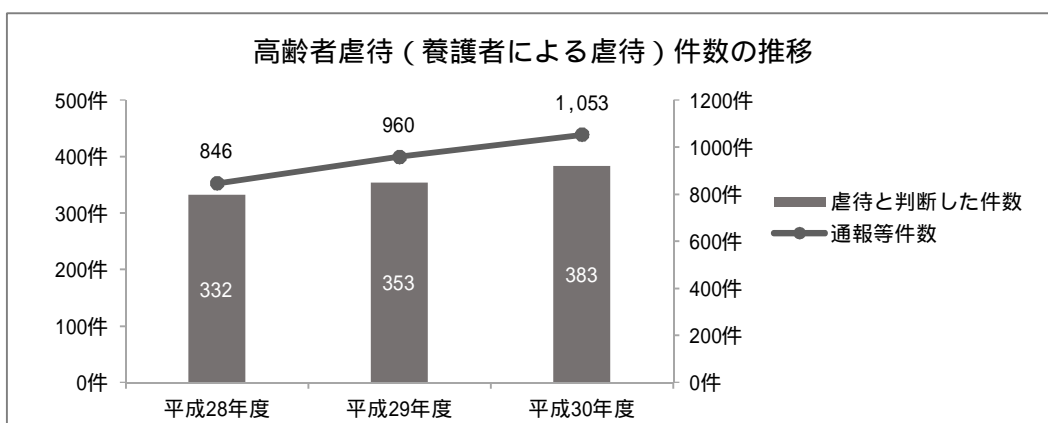
## (4) 地域における社会問題の状況

### 虐待等の状況

#### 高齢者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は1,053件、虐待と判断した件数は383件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く60.6%となっており、虐待者は高齢者の子（息子・娘）が全体の半数以上（59.0%）を占めています。相談・通報者としては、「警察」が最も多く45.2%、次いで「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が29.2%となっています。近隣住民・知人の割合は4.0%となっています。



#### 虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	240	118	97	74	2
割合（%）	60.6	29.8	24.5	18.7	0.5

被虐待高齢者の総数396人に対する割合

#### 通報者（届出を含む）の状況（平成30年度・重複あり）

	警察	介護支援専門員・ 介護保険事業所職員	医療機関関係者	家族・親族
人数	491	317	68	58
割合（%）	45.2	29.2	6.3	5.3

	近隣住民・知人	被虐待者本人	区保健福祉 センター職員	民生委員
人数	43	39	30	6
割合（%）	4.0	3.6	2.8	0.6

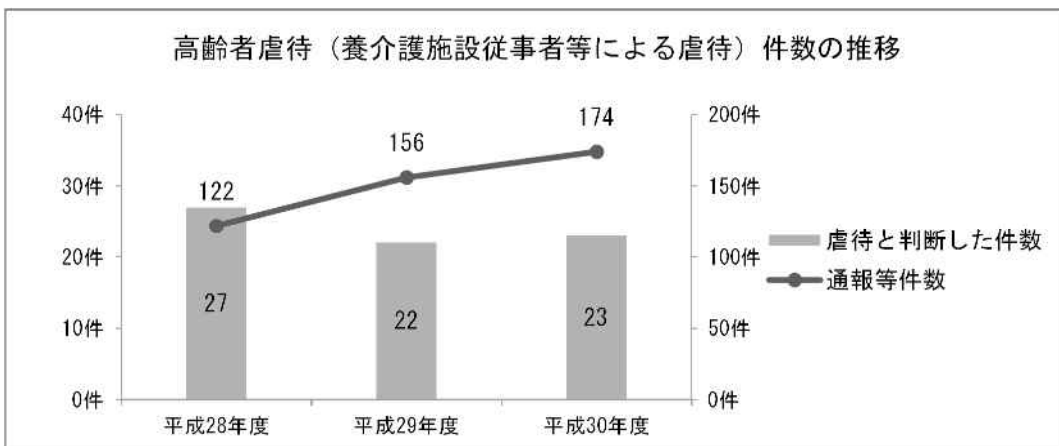
#### 被虐待者から見た虐待者の続き柄（平成30年度）

	息子	夫	娘	妻	兄弟姉妹	子の配偶者	孫	その他
人数	174	82	75	25	16	11	11	28
割合（%）	41.2	19.4	17.8	5.9	3.8	2.6	2.6	6.6

虐待者422人（被虐待者ごとにカウントした延べ数）の内訳  
出典：大阪市福祉局

・養介護施設従事者等(老人ホームなどの入所施設や訪問介護等事業所の職員等)による高齢者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており、174件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで23件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く58.3%となっており、相談・通報者としては、「家族・親族」が最も高く25.9%となっています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	介護等放棄	経済的虐待	性的虐待
人数	28	11	10	2	2
割合(%)	58.3	22.9	20.8	4.2	4.2

被虐待高齢者の総数53人に対する割合

通報者（届出を含む）の状況（平成30年度・重複あり）

	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	被虐待者本人
人数	45	32	11	9
割合(%)	25.9	18.4	6.3	5.2

	医療機関関係者	警察	介護支援専門員
人数	6	4	2
割合(%)	3.4	2.3	1.1

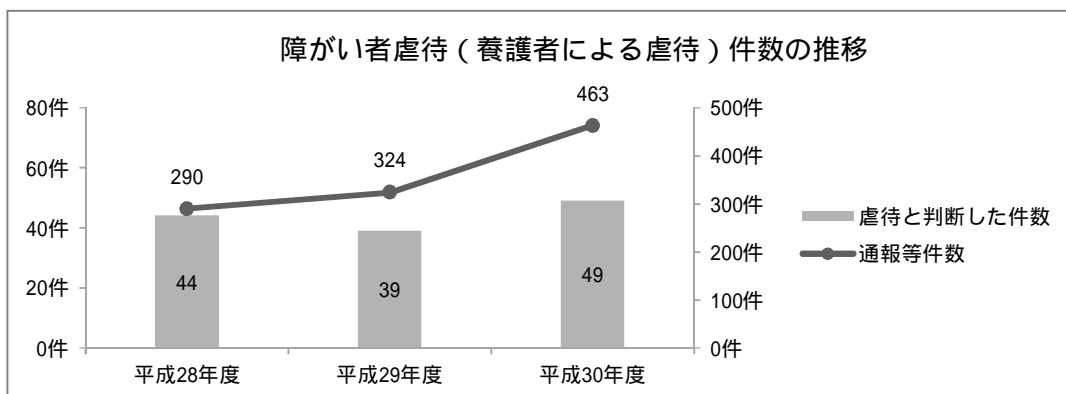
通報等件数174件に対する割合

出典：大阪市福祉局作成

### 障がい者虐待について

- ・養護者（身のまわりの世話や金銭管理等をしている家族等）による障がい者虐待

大阪市における平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、平成30年度では、通報等件数は増加しており463件、虐待と判断した件数はほぼ横ばいで49件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く59.2%、相談・通報者としては、「警察」が最も高く77.7%となっています。また、虐待者は障がい者の母、父、夫が同数で多く、それぞれ全体の26.5%を占めています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

	身体的虐待	放棄・放置	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待
人数	29	15	14	7	7
割合（%）	59.2	30.6	28.6	14.3	14.3

被虐待者の49件に対する割合

相談・通報・届出の状況（平成30年度） 件数上位8項目

	警察	本人	障がい者福祉施設従事者等	相談支援専門員
件数	386	39	17	16
割合（%）	77.7	7.8	3.4	3.2

	当該市区町村行政職員	介護保険法に基づく居宅サービス事業等従事者等	近隣住民・知人	医療機関関係者
件数	14	8	7	5
割合（%）	2.8	1.6	2.9	1.0

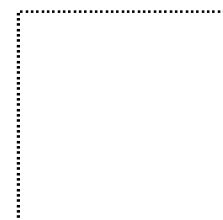
通報等件数497件に対する割合

被虐待者から見た虐待者の続き柄（平成30年度） 重複あり

	母	父	夫	兄弟姉妹	息子	娘	その他
人数	13	13	13	8	1	2	10
割合（%）	26.5	26.5	26.5	16.3	2.0	4.1	20.4

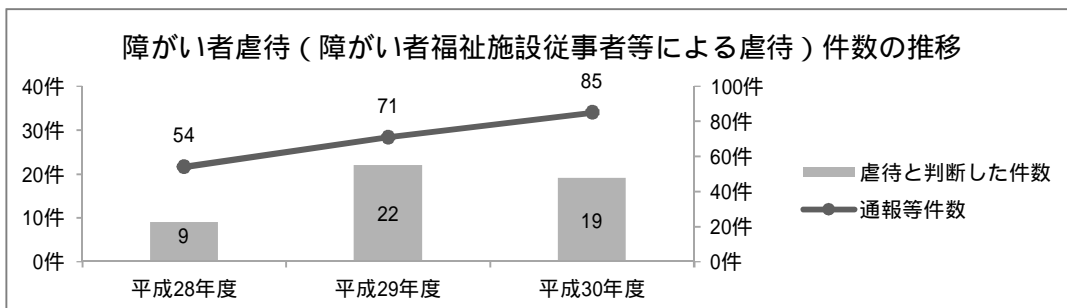
虐待と判断した件数49件に対する割合

出典：大阪市福祉局



・障がい者福祉施設従事者等(障がい者支援施設などの入所施設や就労継続支援事業所、ホームヘルパー等事業所の職員等)による障がい者虐待

平成28年度以降の通報等件数及び虐待と判断した件数の推移を見ると、ともに増加しており、平成30年度では、通報等件数は85件、虐待と判断した件数は19件となっています。虐待の種別の状況では「身体的虐待」が最も高く47.4%、相談・通報者としては、「当該施設・事業所職員」、「当該施設・事業所設置者等」が合わせて27.1%と最も多く、次いで「家族・親族」が17.6%となっています。



虐待の種別・類型（平成30年度・重複あり）

	身体的虐待	心理的虐待	経済的虐待	性的虐待
人数	9	8	3	3
割合（%）	47.4	42.1	15.8	15.8

被虐待者の19件に対する割合

相談・通報・届出の状況（平成30年度） 件数上位8項目

	家族・親族	当該施設・事業所職員	他の施設・事業所職員	本人
件数	15	14	13	9
割合（%）	17.6	16.5	15.3	10.6

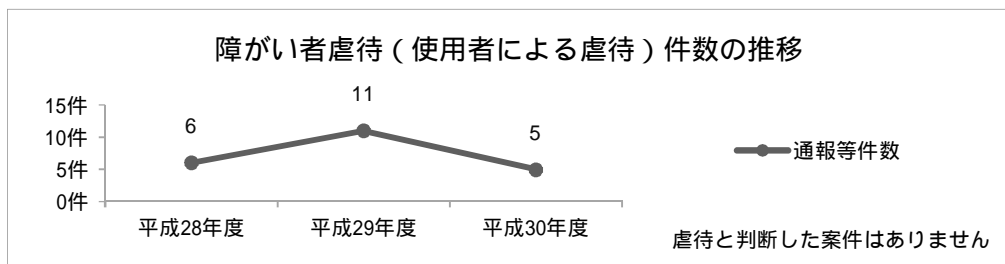
	当該施設・事業所設置者等	近隣住民・知人	当該施設・事業所元職員	当該市区町村行政職員
件数	9	8	3	3
割合（%）	10.6	9.4	3.5	3.5

通報等件数85件に対する割合

出典：大阪市福祉局

・使用者（会社の社長、上司等）による障がい者虐待

平成28年度以降の通報等件数の推移を見るとほぼ横ばいとなっています。なお、会社に対して指導の権限を有する労働局でも直接相談通報があれば受理されています。

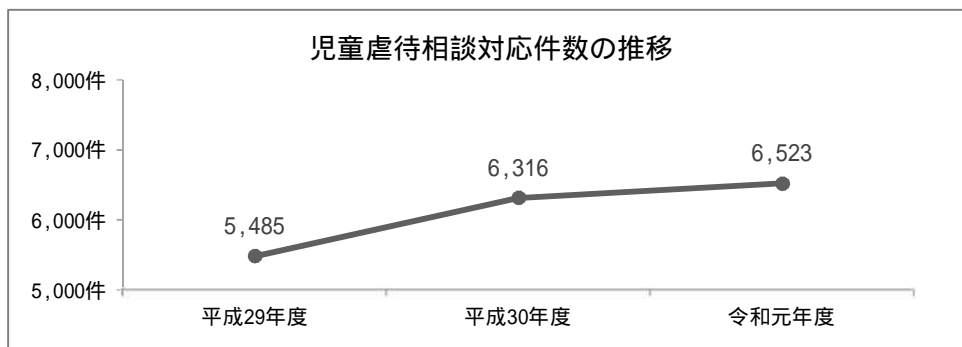


出典：大阪市福祉局

### 児童虐待について

大阪市こども相談センター(児童相談所)における平成29年度以降の児童虐待相談対応件数等の推移を見ると、近年増加しており、令和元年度では、6,523件となっています。

虐待の種別の状況では「心理的虐待」が最も高く63.7%、虐待相談の経路では警察等の割合が最も高く74.1%となっています。また、虐待者は実母・実父で全体の9割(89.9%)を占めています。



#### 虐待の種別・類型(令和元年度)

	心理的虐待	身体的虐待	ネグレクト (保護の怠慢・拒否)	性的虐待
人数	4,157	1,431	894	41
割合(%)	63.7	21.9	13.7	0.6

虐待相談対応件数6,523件に対する割合

#### 虐待相談の経路(令和元年度)

	警察等	家族親族	学校等	近隣知人	旧福祉事務所
件数	4,832	256	656	178	145
割合(%)	74.1	3.9	10.1	2.7	2.2

	児童福祉施設等	医療機関等	児童本人	旧保健センター	その他
件数	91	50	24	2	289
割合(%)	1.4	0.8	0.4	0.0	4.4

児童虐待相談対応件数6,523件に対する割合

#### 被虐待者から見た主な虐待者の続き柄(令和元年度)

	実母	実父	実父以外の父親	実母以外の母親	その他
人数	2,927	2,939	431	17	209
割合(%)	44.9	45.1	6.6	0.3	3.2

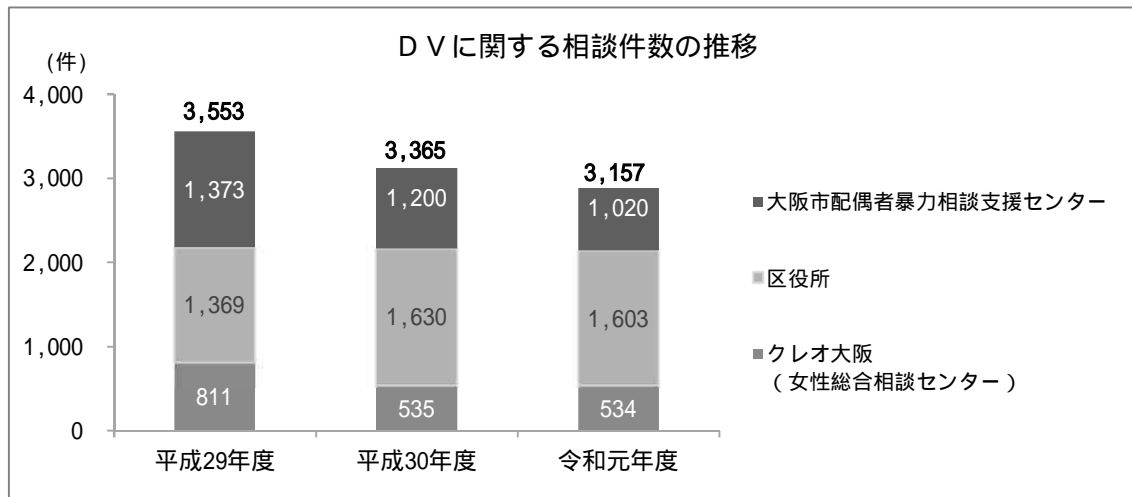
児童虐待相談対応件数6,523件に対する割合

小数点第二位を四捨五入しているため、合計が100%とならない場合がある

出典：大阪市こども青少年局

### ドメスティック・バイオレンス（DV）に関する相談件数

大阪市におけるDVに関する相談件数を見ると、大阪市配偶者暴力相談支援センターが設置された平成23年度以降増加を続けていましたが、平成29年度をピークに微減となっており、令和元年度には、3,157件となっています。

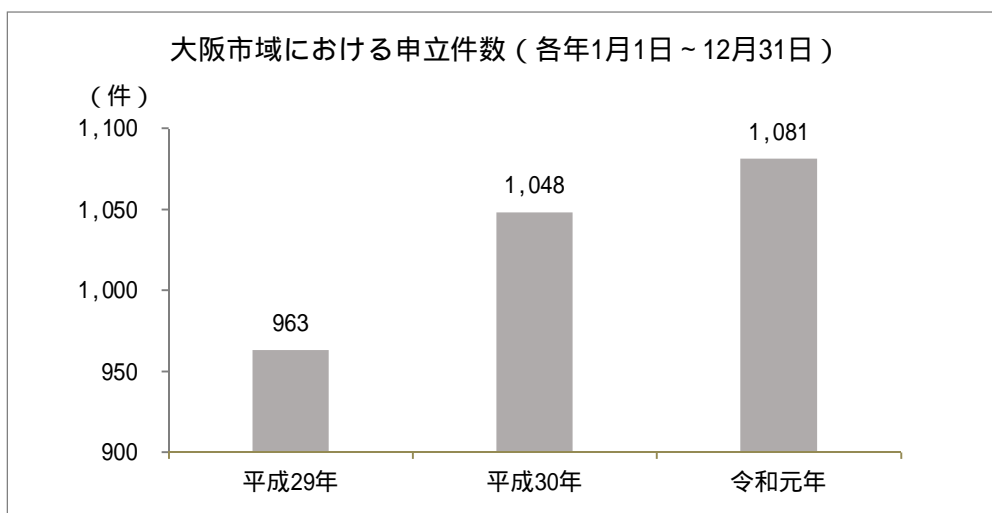


出典：大阪市民政局

### 成年後見制度の状況

大阪市における成年後見制度利用に関する家庭裁判所への申立件数の推移を見ると、年々増加しており、令和元年では、1,081件となっています。内訳としては、後見開始の申立が最も多く、令和元年では、全体の74.2%を占めています。

また、身寄りがなく申立をする人がいないなど、本人の福祉を図るために特に必要があると認められる場合に大阪市長が行う「市長申立」の件数も、近年徐々に増加しており、令和元年では、236件となっています。

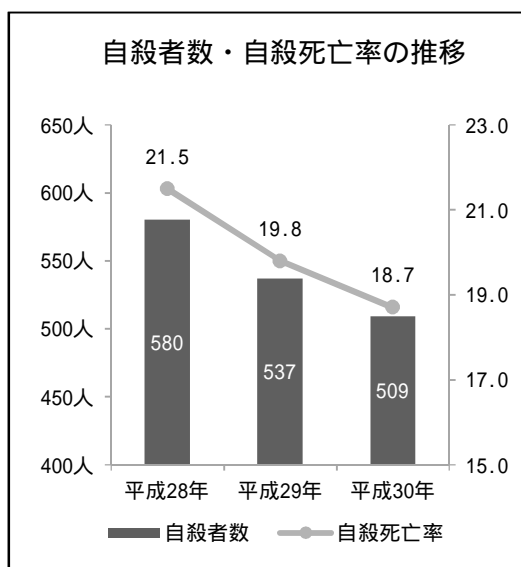


その他

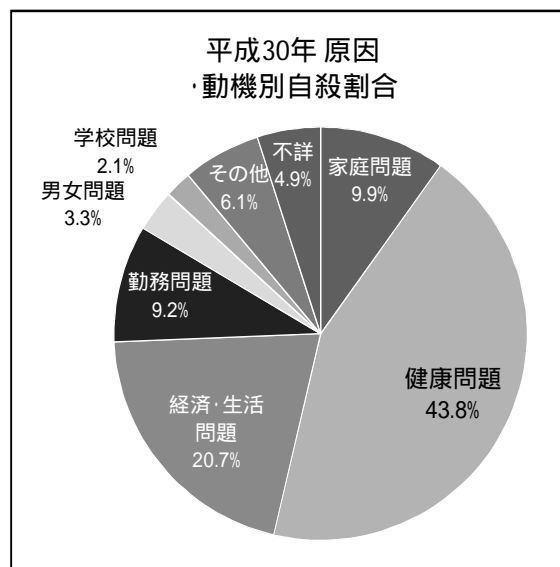
自殺者数・自殺死亡率の推移

大阪市における自殺者数・自殺死亡率の推移を見ると減少傾向にあり、平成30年では自殺者数が509人、人口10万人当たりの自殺者数を表す自殺死亡率は18.7となっています。

原因別自殺割合を見ると、健康問題を理由として自殺する人が最も多くなっています。



出典：人口動態統計



出典：大阪府ホームページ

消費者被害の状況

大阪市内の特殊詐欺被害の状況を見ると、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺ともに、認知件数と被害金額において前年同期を上回っています。また、被害者の81%が65歳以上の高齢者となっています。

令和2年1～5月における特殊詐欺被害の主な状況

- 被害者の81%が65歳以上の高齢者
- 被害者のうち78%が女性で、被害者全体の約67%が高齢女性

預貯金詐欺

	認知件数	前年同期	被害金額 (億円)	前年同期 (億円)
大阪府内	192	227	2.4	2.0
大阪市内	53	9	0.7	0.1

- 大阪府内では前年と比べ、認知件数が約15%減少したが、被害金額は約20%増加した。
- 大阪府内における特殊詐欺全体のうち、認知件数で約43%(1位)、被害金額で約27%(2位)を占めている。

架空料金請求詐欺

	認知件数	前年同期	被害金額 (億円)	前年同期 (億円)
大阪府内	87	78	4.2	1.7
大阪市内	25	7	0.6	0.08

- 大阪府内では前年と比べ、認知件数が約11%、被害金額は約147%増加した。
- 大阪府内における特殊詐欺全体のうち認知件数で約19%(2位)、被害金額で約46%(1位)を占めている。

出典：大阪市民局

## 2 地域福祉にかかる法・制度の動向

### (1) 地域共生社会の実現

#### 国の動向について

#### (ア) 地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代のすべてが75歳以上の後期高齢者となる令和7年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

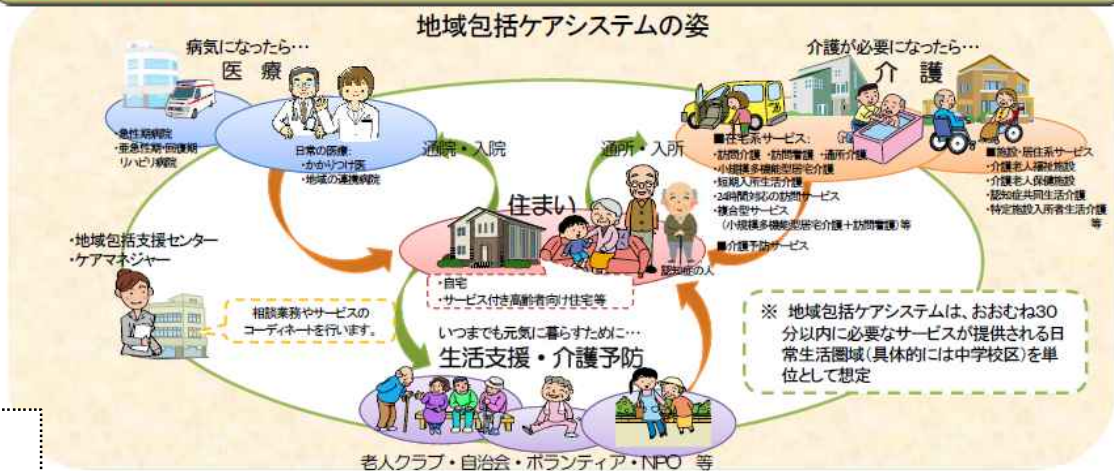
今後、団塊の世代が75歳以上となる令和7年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年を見据え、介護サービス需要の更なる増加・多様化、現役世代の減少への対応が重要となっています。

このため、令和2年の介護保険制度の改正では、地域共生社会の実現と令和22年への備えとして、「1. 介護予防・地域づくりの推進 / 「共生」・「予防」を両輪とする認知症施策の総合的推進」、「2. 地域包括ケアシステムの推進」、「3. 介護現場の革新」を3つの柱とする考え方が示され、この3つの柱は、相互に重なり合い、また関わり合うものと位置づけられています。

#### 【参考】

### 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現して**いきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**必要があります。



出典：厚生労働省ホームページ「地域包括ケアシステム」



### (イ) 生活困窮者自立支援制度

平成27年4月から施行された生活困窮者自立支援制度は、最後のセーフティネットである生活保護に至る前の段階から、第2のセーフティネットとして早期に支援を図ることを目的としています。

平成30年10月には、改正法が施行され、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者自立支援制度の2つの基本理念である、「生活困窮者の尊厳の保持」と「生活困窮者支援を通じた地域づくり」が法に規定されました。

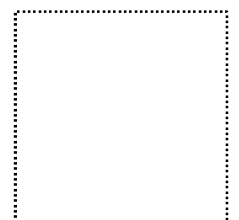
また、生活困窮者の定義として、経済的困窮の背景要因となる、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性などの様々な事情なども含めることが明確化され、包括的に支援を行っていくこととされています。

これに加えて、社会的孤立や自尊感情の低下等により、自らSOSを出すことが難しい生活困窮者が、早期に支援につながるよう、自治体の各部局(福祉、就労、教育、税務、住宅等)において、生活困窮者を把握した場合には自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことが努力義務化されるとともに、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うため、関係機関等から構成される会議(支援会議)を設置することができることとなりました。

令和2年4月には、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて、特に住居確保給付金の対象者の拡充や、受給期間中の求職活動要件の大幅な緩和が実施されました。

この拡充等に伴い、急激に相談者が増加する中、第2のセーフティネットとしての役割と、一人ひとりに寄り添った丁寧な「伴走型」支援を両立させるという難しい対応が求められています。また、併せて「新しい生活様式」に対応した支援のあり方を検討していくことも必要となっています。

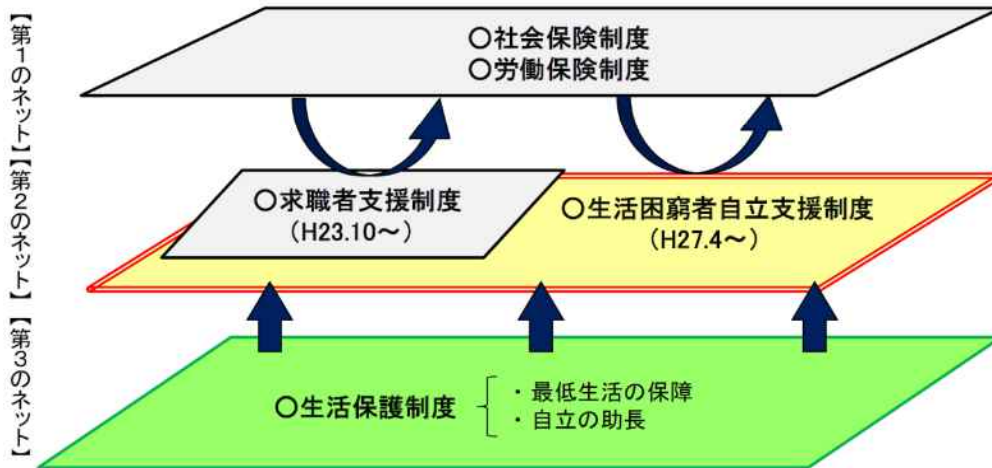
今後とも、経済的課題だけでなく、本人の状況に応じてできる限り幅広い支援を行うこと、さらに、生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークの構築、社会資源の開発などを通じて、住民が相互に支え合う地域づくりをめざします。



【参考】

**生活に困窮する者に対する重層的なセーフティネット**

最後のセーフティネットである生活保護制度及び生活保護に至る前の段階での自立を支援する生活困窮者支援制度により、生活に困窮する者に対して、重層的なセーフティネットを構成している。



出典：厚生労働省「平成 29 年 7 月新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

**生活困窮者自立支援制度の理念**

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

**1. 制度の意義**

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

**2. 制度のめざす目標**

- (1) **生活困窮者の自立と尊厳の確保**
  - ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
  - ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
  - ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。
- (2) **生活困窮者支援を通じた地域づくり**
  - ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
  - ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

**3. 新しい生活困窮者支援のかたち**

- (1) **包括的な支援**...生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2) **個別的な支援**...生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3) **早期的な支援**...真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4) **継続的な支援**...自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5) **分権的・創造的な支援**...主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

出典：厚生労働省「平成 27 年 7 月生活困窮者自立支援制度について」

【参考】

## 生活困窮者に対する包括的な支援体制の強化

### 1. 基本理念・定義の明確化

- 生活困窮者の自立支援の基本理念の明確化
  - ①生活困窮者の尊厳の保持
  - ②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた、包括的・早期的な支援
  - ③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備（生活困窮者支援を通じた地域共生社会の実現に向けた地域づくり）
- 定義規定を「生活困窮者とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」に見直す。

▶ 生活困窮者支援に携わる多数かつ他分野にわたる関係者間において、基本理念や定義の共有を図ることにより、適切かつ効果的な支援を展開

### 2. 自立相談支援事業等の利用勧奨の努力義務の創設

- 事業実施自治体の各部署（福祉、就労、教育、税務、住宅棟）において、生活困窮者を把握した場合には、自立相談支援事業等の利用勧奨を行うことを努力義務化

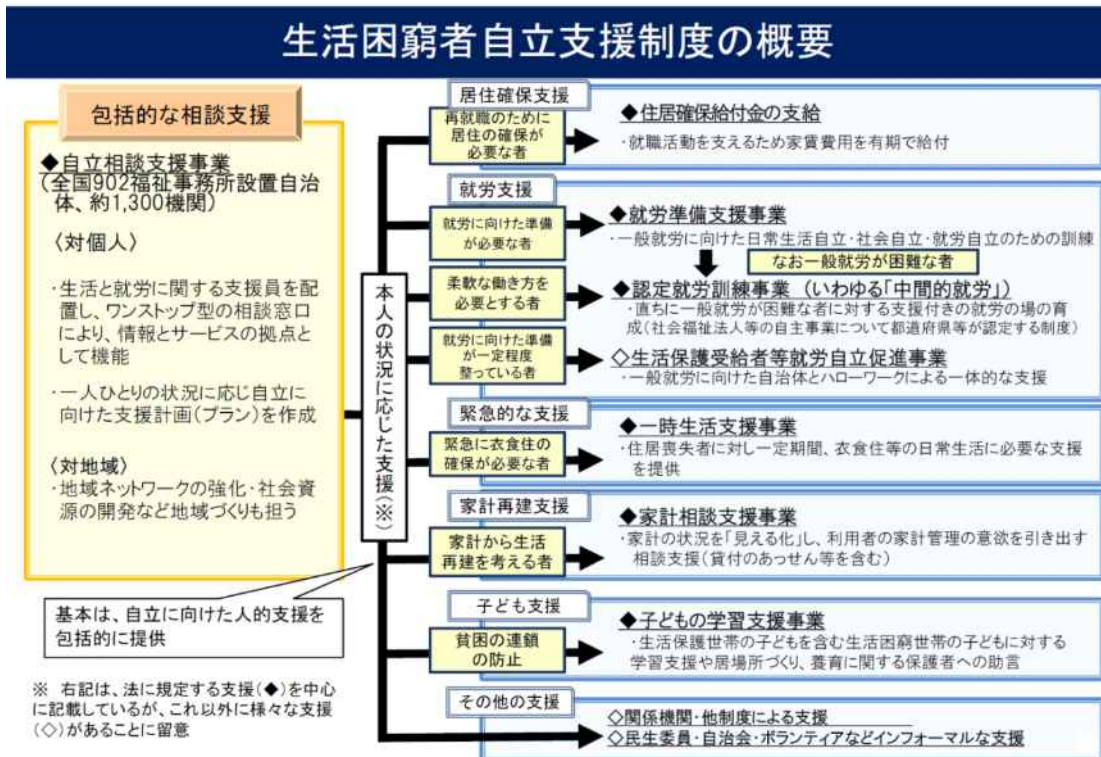
▶ 関係部署との連携強化により、自立相談支援窓口につながっていない生活困窮者を確実につなげ、適切な支援を実施

### 3. 関係機関間の情報共有を行う会議体の設置

- 事業実施自治体は、関係機関等を構成員（※）とする、生活困窮者に対する支援に関する情報の交換や支援体制に関する検討を行うための会議の設置をできることとする。
- （※）自治体職員（関係分野の職員を含む）、自立相談支援事業の相談員、就労準備支援事業・家計改善支援事業等法定事業の支援員、各分野の相談機関、民生委員等を想定。
- 生活困窮者に対する支援に関する関係者間の情報共有を適切に行うため、会議の構成員に対する守秘義務を設ける。

▶ 会議における情報共有等の結果、世帯全体としての困窮の程度の把握等が進み、深刻な困窮状態にある生活困窮者や困窮状態に陥る可能性の極めて高い生活困窮者等への早期、適切な支援が可能

出典 厚生労働省「平成30年7月 生活困窮者自立支援制度全国担当者会議 資料」抜粋



出典：厚生労働省「平成29年7月 新たな住宅セーフティネット制度説明会 資料」

(ウ)「地域共生社会」の実現に向けて

平成27年9月に厚生労働省のプロジェクトチームにより報告された「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」において、高齢者に対する地域包括ケアシステムや生活困窮者に対する自立支援制度といった包括的な支援システムを制度ごとではなく地域に暮らす住民に広げていく新しい地域包括支援体制の構築を進めていくこと、そしてその構築のプロセスを経て、誰もが支え、支えられるという共生型の地域社会を再生・創造していくということが示されました。

その後、平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する」ことが示されました。

これを受けて、平成29年2月には厚生労働省が「『地域共生社会』の実現に向けて(当面の改革工程)」を公表し、地域共生社会の実現に向けて2020年代初頭を目途に、「地域課題の解決力の強化」「地域丸ごとのつながりの強化」「地域を基盤とする包括的支援の強化」「専門人材の機能強化・最大活用」という4つの柱に沿って改革を進めていくという改革の骨格を示しました。

この改革の一つとして平成29年5月に改正された社会福祉法では、地域福祉推進の理念として、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者が把握し、関係機関との連携等による解決を図ることが明記されるとともに、この理念を実現するために、市町村が地域住民の地域福祉活動への参加を促進する環境整備や、関係機関が連携して分野を超えた相談に応じる体制を構築することなど、包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。

併せて、市町村による地域福祉計画の策定が努力義務として規定されるとともに、福祉の各分野における共通事項を定める、福祉分野の上位計画として位置づけられるようになりました。

令和2年6月に改正された社会福祉法では、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、「相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する新たな事業(重層的支援体制整備事業)の枠組みが創設されています。